

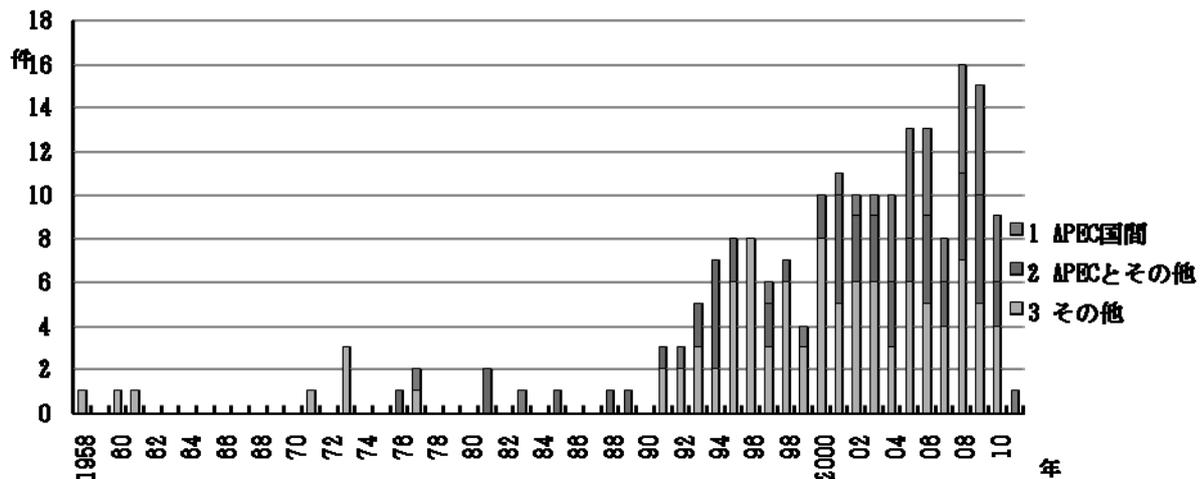
### 第3章 アジア太平洋における FTA の動態 —パターンと要因、展望—

大矢根 聡

## はじめに

本章では、アジア太平洋における地域統合のうち、FTA（Free Trade Agreements：自由貿易協定）の次元をとりあげる。本章の目的は、FTA の動態を考察して、その延長線上において 2030 年の様相を展望し、日本外交の選択を検討することにある。アジア太平洋では 1990 年代以降、金融や環境、非伝統的安全保障など、様々な分野で地域統合が大きく進展している。それも、かつてないほどの勢いで。貿易を中心とする FTA も、その例外ではない。というよりも、FTA はむしろ他の分野以上に、顕著な拡大傾向を示している。

[表 1] アジア太平洋と他の地域の FTA の推移



注) グラフは、GATT・WTO に通報され、現在も発効中の RTA について、重複を除いた件数を発効年毎に示している。WTO の統計 (<http://rtais.wto.org/UI/PulicAIIRList.aspx>) に基づいて作成。

まず、FTA の基本的な趨勢を再確認しておこう。[表 1] は、FTA (GATT・WTO に通報された RTA (Regional Trade Agreements)) の発効時ベースの推移を示している。それによると、1990 年代以降、FTA が世界的に拡大傾向にあるのは明白である。その件数は、2000 年代に入ると、若干の増減はあるものの、一段と増大している。ただしその際、アジア太平洋以外の地域の FTA は、もはや拡大基調にはないようである。2000 年代における増大分は、そのほとんどをアジア太平洋諸国 (表では APEC 加盟エコノミー) の関わる FTA が

占めているのである。特に 2000 年代の後半は、アジア太平洋諸国と他の地域の間、もしくはアジア太平洋諸国間の FTA が、全 FTA の半数以上に及んでいる。なお、表には明示してはいないが、2000 年以前のアジア太平洋諸国の FTA は、その大半がアメリカ合衆国（以下、アメリカ）や中南米諸国などによるものである。東アジア諸国の FTA は、後にも述べるように、2000 年代以降に急増している。

このように、アジア太平洋の FTA は 1990 年代に拡大し始め、2000 年代に入って顕著な増勢を示している。かつて世界的な FTA の拡大を分析して、リチャード・ボールドウィンは「ドミノ効果 (domino effect)」を指摘し、エドワード・マンズフィールドとヘレン・ミルナーは「伝染効果 (contagion effect)」を指摘した<sup>1</sup>。そのような特殊な効果が作用しているとすれば、2000 年代のアジア太平洋にこそ典型的に認められるはずである。

本章では、一見錯綜した動きを示している FTA の動向について、アジア太平洋に認められる基本的パターンを抽出する。また、この基本的パターンを規定している要因を探る。これまでの拡大現象を支えてきたメカニズムを捉えてこそ、今後の展望をより客観的、論理的に描き出せるからである。

なお、その要因は、国際関係論において最近議論されている「政策拡散 (policy diffusion)」の観点から、各国間の政策アイデアの伝播による「模倣」もしくは「学習」の過程として説明できよう<sup>2</sup>。FTA 拡大の背景では、一見、各国が経済的・政治的得失を合理的に計算し、戦略的に駆け引きを展開しているように見える。しかし本章の分析によれば、その前提において、各国が今日の FTA に特徴的な考え方に方向づけられ、一種の流行現象の渦中にあるようである。そのため各国は、必要以上に競争意識を煽り合いつつ、FTA を推進している側面が強い。そうであれば、今後の対応を考える際には、この流行的状況に足をとられることなく大局的に状況を見据え、中長期的な観点から冷静に検討する必要があるだろう。

なお、本章において FTA の基本的パターンと要因を探る際には、アメリカや中華人民共和国（以下、中国）などとともに日本の行動に照準をあわせる。そうすれば、地域的な趨勢において日本がどのような影響を受け、あるいは逆にどのような影響を及ぼしているのか、日本の位置づけも浮き彫りになるだろう。

以下では、次のように検討を進める。第一に、そもそも FTA は地域の国際関係上どのような意味を持つ措置なのか、改めて検討する。FTA を採用した当初、政策の大きな革新が議論の的になった。今日でも、各国が互いの FTA に対して、神経質なまでに関心を寄せている感がある。しかし、FTA はそれほど重大なインプリケーションを持ち、大きな効果を秘めた措置なのだろうか。醒めた目で実像を捉え直してみるのも、無意味ではないだろう。

第二に、FTA をめぐる動向を大づかみに把握して、基本的なパターンを示し、それを規

定する要因を分析する。そのパターンは二つの局面に分けられよう。まず、(1) GATT (貿易と関税に関する一般協定)・WTO (世界貿易機関) に基づく多国間主義が支配的だった政策空間において、地域主義的な FTA が浮上し、(2) 各国が連鎖的・競合的に推進する局面である。この局面では、さらに (3) 主要国の政府が FTA を再定義し、モデルとして提示する段階がある。このような第一局面は、1990 年代末から 2000 年代半ばに現れ、その結果として多数の二国間・複数国間の FTA が実現した。それは今日も継続しているが、2000 年代半ばになると、新たなパターンが現れている。すなわち第二局面では、一方で (1) 大国が FTA の「広域化」を追求し、他方では、(2) APEC (アジア太平洋経済協力) において、各国 (各エコノミー) が FTA の「標準化」に取り組み、APEC 規模の FTA を模索しているのである。

以上の基本的パターンとその要因の分析を踏まえて、第三には、2030 年への推移を展望する。他の章と同じく四つのシナリオを想定し、それぞれの場合にどのような展開と日本外交の対応が考えられるのか、検討してみたい。

## 1. FTA の再検討

アジア太平洋地域の各国は、対外経済政策において FTA に高い優先順位を置いている。その FTA は、地域統合の文脈においてどのような意義を持っているのか、改めて考えてみたい。結論を先取りするならば、第一に FTA は、その採用においてコストが相対的に低い。地域統合の過程においては、むしろ初歩的な段階に位置すると言ってもよい。第二に FTA は、その目的において極めて多様である。貿易自由化の範疇を超えて、多くの目的に利用もしくは転用されている。FTA は、国内政策上も対外政策上も使い勝手のよい措置になっている。しかし第三に、FTA は、その目的の成果において案外限定的である。にもかかわらず、他国の認識には意外に大きなインパクトを与えているのが特徴的である。以上の三点について、検証してみよう。

### (1) FTA 採用のコスト

第一は、FTA の採用におけるコストである。地域統合に関して、国際経済学者ベラ・バラッサの古典的な段階論は、今日でもしばしば用いられる。それによれば、地域統合は、①FTA (貿易制限の削減・撤廃)、②関税同盟 (貿易制限の撤廃と非加盟国に対する共通関税の設定)、③共同市場 (資本や労働力など生産要素の移動の制限撤廃)、④経済同盟 (経済政策の調和)、⑤完全な経済統合 (経済政策の統一と政治的統合) という段階を経て進展する<sup>3</sup>。この仮定によれば、FTA は地域統合の第一段階に位置し、協定締結国の貿易自由化

のために、それぞれ関税・数量制限を撤廃する措置である。言い換えれば、締結国は共通の措置や政策を設けるには至らず、合意可能な範囲内で一定の自律性を保持しうる。各国は、高度な貿易自由化を企図するとしても、異なる水準の自由化を実施し、例外的な貿易規制を残し、一定の猶予を確保することも不可能ではないのである。各国政府が FTA 交渉に臨む際には、国内の経済的・社会的な、また政治的なコストを抑えつつ、貿易自由化のメリットを最大化しようと試みるであろう。

もちろん今日の FTA は、単なるモノ貿易（物品貿易）上の制限の撤廃にとどまらず、サービス・投資や知的財産権、さらに環境保護や労働基準の確保、研究開発やテロ対策上の協力など、幅広い領域を包含している。このような新領域では、FTA はモノ貿易では考えられないほど、国内的な措置や習慣に踏み込んでいる。それに対応して、FTA の採用コストは必然的に高くなる。そうだとすると、措置・政策の共通化に較べれば、各国の自律性や例外などがある程度まで許容されていると言えよう。

このように見ると、FTA は地域統合の中核的措置というより初期段階の措置であり、相対的に採用しやすい。FTA が東アジア共同体の前段階に位置づけられてきたのは、その証左であろう。ASEAN+3（東南アジア諸国連合および日本と大韓民国〔以下、韓国〕、中国）において、1998年に民間の東アジア・ビジョン・グループを設け、2000年に政府間の東アジア・スタディ・グループを設けて地域協力の方向を検討した際も、地域的 FTA を東アジア共同体の一里塚に位置づけていた<sup>4</sup>。また日本政府も、2000年10月に日本・シンガポール FTA（日本・シンガポール新時代経済連携協定）の交渉に着手した後、1年以上を経た2002年1月になって、小泉純一郎首相が「東アジアコミュニティ構想」を表明した<sup>5</sup>。

## （2）FTA の目的

第二は、FTA の目的における多様性である。FTA の主眼は、言うまでもなく貿易自由化による対外貿易の拡大や、それによる経済成長にある。しかし、FTA を採用し推進する際、各国政府は実に様々な目的を掲げている。それを反映して、各国の FTA は貿易自由化や知的財産権の保護にとどまらず、地球環境保護や競争政策、開発協力や安全保障上の対話など、多様な領域の規定を備えている<sup>6</sup>。

FTA の目的の多様性は、WTO の『世界貿易報告』も指摘している。WTO が各国の FTA について指摘した採用理由とは、(1) WTO の可能性が低下する中で、各国が必要とする代替的な貿易自由化、(2) WTO 以上の内容の貿易協定の迅速な獲得、(3) FTA から排除される事態の回避、(4) 地域的安全保障の強化、といったものである<sup>7</sup>。アジア太平洋諸国の政府もこうした目的を追及しており、例えば日本とアメリカの政府も、次のように広範な

目的を掲げている。ただし、興味深いことに日米の力点の置き方は対照的であり、日本政府は概して最初の経済的目的から後の政治的目的へと向けて、アメリカ政府はその逆に、優先順位を置いている。その目標とは、(1) 貿易自由化による自国産業のための市場拡大、(2) 他国の FTA による自国産業の不利益の回避、(3) 自国の経済改革や構造改革の促進、(4) WTO における新たなルール形成の先導、(5) 自国と他国の国内における自由貿易勢力の政治的影響力の維持・拡大、(6) 他国における民営化・規制緩和と、それを背景にした政治的民主化の促進、(7) 外交関係の強化、(8) 安全保障上の環境改善、などである<sup>8</sup>。

中国政府の掲げる目的も、これらとおおよそ重なる。すなわち、(1) 一層の経済的開放、(2) 国内経済のグローバル経済への統合、(3) 国内経済改革の迅速化、(4) WTO ルールの補完、(5) 他国との経済関係の強化、(6) 対外的な政治・安全保障上の関係改善などである<sup>9</sup>。以上のような目的は、オーストラリア政府をはじめ他のアジア太平洋諸国にも、ほぼ共通している<sup>10</sup>。FTA の目的は、分野において経済分野から政治・安全保障分野まで、所在において国内から FTA 締結相手国の国内、ひいては地域や国際関係に及んでいるのである。

しかも各国政府は、目的の優先順位を時に変更している。例をあげるなら、ジョージ・W・ブッシュ政権下のアメリカは FTA による安全保障環境の改善を優先し、貿易自由化による各国の社会的安定化、ひいては政治的民主化を重視していた。イラク戦争後、アメリカ政府が対中東 FTA を構想したのは、その現れである。しかし、その結果としてアメリカ自身の経済的利益を軽視し、貿易利益を見込みがたい国と FTA を締結しているとして、連邦議会や産業界が批判を強めた。そこでアメリカ政府は、FTA の優先順位とその基準、政策の決定体制などを見直したのである<sup>11</sup>。韓国でも、金大中政権は経済改革の一環として FTA を推進したが、盧武鉉政権にとっての FTA は、対米同盟の補強策を意味した<sup>12</sup>。日本政府も 2000 年代初頭、国内の構造改革を重視したが、その後、国内外の経済的結合による経済成長やアジア諸国との外交関係などへ、力点を移動している<sup>13</sup>。

このように、各国は FTA に対して多様な目的を重ね合わせ、いわば使い勝手のよい措置として運用している。もちろん、この発想の背景には市場リベラリズムの考え方が潜在している。自由貿易の社会的・経済的・政治的な機能やその歴史的教訓からして、貿易自由化を多様な目的に活用するのは不可能ではなく、不当だとも言えない。そうだとすると、FTA が他に類例を見いだしにくいほど融通無碍に運用されている事実は、再確認されてよいであろう。採用コストの相対的な低さと相俟って、各国はアジア太平洋政策として、また地域統合の促進策として、FTA を利用しやすかったはずである。問題は、その具体的な効果であろう。

### (3) FTA の効果

第三の FTA の意義は、関係国に対する認識上の効果であった。逆に言えば、各国は FTA を通じて多様な目的を追求したものの、それらの効果は実態的には限定的であった。効果の限定性は WTO の『世界貿易報告』も指摘している。WTO によれば、FTA 締結国の貿易が、非締結国よりも顕著に拡大したという経験的な証拠は認められないという。その原因は、先進諸国では関税がすでに低率になっており、追加的な自由化の効果が現れにくい点、貿易障壁の削減が難しい部門は、WTO の交渉のみならず FTA の交渉でも残存しがちな点、また FTA の特惠を受けるための原産地規定が厳格で、企業がその要件を満たせていない点、などにあるという<sup>14</sup>。

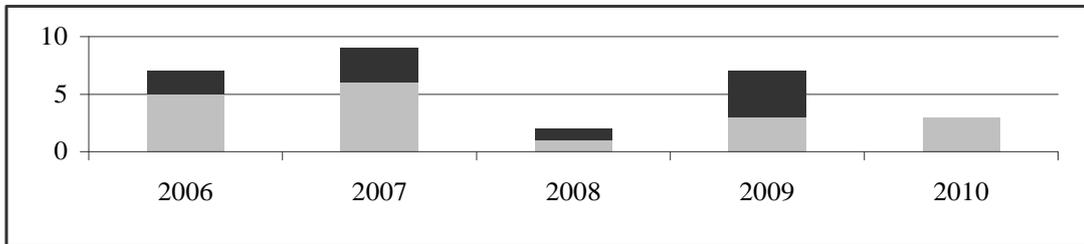
このような事情もあってか、FTA が実際には十分に活用されず、企業の関心も惹いていない事実が問題化している。各国政府が既存の FTA の PR や、利便性を重視した FTA の修正に取り組んでいるのは、そのためである<sup>15</sup>。日本政府のみならず、多くの政府は FTA の経済効果を事前に試算しているものの、その試算通りの成果があがっていないケースも少なくない。経済団体連合会はある提言書において、「経済連携の経済効果の試算や想定が、単なる楽観主義に基づく交渉上の甘味剤に終わることのないよう」にする必要性を主張している<sup>16</sup>。また、事前の試算について、事後的に試算の妥当性をチェックするメカニズムも見当たらない（アメリカでは、しばしば連邦議会等で当初の観測の甘さが問題化している）。

また、FTA の効果としては、貿易拡大に伴う負の効果——輸入拡大による国内企業の業績悪化や失業の増大、移民や麻薬などの流入など——も生じており、総合的な経済的パフォーマンスは論争的である。NAFTA（北米自由貿易協定）はアメリカにおいて論争的になっている。しかも、その経済的效果について研究機関が異なる分析結果を示し、論争に拍車がかかっている<sup>17</sup>。計量的解析に馴染みやすい経済的效果でさえ（分析の方法論も含めて）論争的であり、政治・外交・安全保障上の効果は元来曖昧であるため、さらに明確化しにくいであろう。

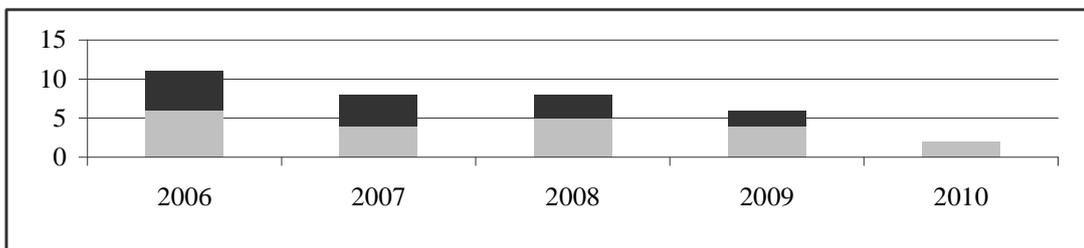
このように、FTA の効果は必ずしも自明ではない。にもかかわらず、ある国が FTA を採用すると、利害関係を持つ国が FTA 政策上の「遅れ」を強く認識し、経済的・政治的悪影響を強く恐れる傾向は強い。FTA は、非締結国の認識においては、意外なほどの（負の）効果を及ぼしているのである。この懸念は、各国の産業界や政治家が表明しているが、それを日本の新聞の社説を手掛かりに検証しておきたい。新聞の社説は、政府の政策の影響を時に先行的に警告し、時に事後的に社会に生じた懸念を代弁していよう。その意味で一つの指標になるはずである。

〔表2〕は、『読売新聞』と『日本経済新聞』の社説（2006年～2010年）について、FTAに言及した件数をカウントし、また日本のFTA政策にネガティブな評価を示しているケースをカウントしている。新聞が社説でFTAを取り上げる頻度は高くはなく、取り上げる場合も、国内外の政権の政策全般や国際経済の動向を広く論じる中で付随的に言及する場合も多い。そのような中で、FTAに言及した記事が毎年一定数あり、その半数以上が日本の「遅れ」を指摘しているのである。なお、この全てのケースにおいて、社説は他国のFTAを例示し、それとの比較において懸念を示している。他国のFTAが及ぼしている影響の片鱗が伺えよう。

〔表2〕 新聞の社説においてFTAに言及し、「遅れ」を指摘した件数  
『読売新聞』（2006年～2010年8月）



『日本経済新聞』（2006年～2010年6月）



注) グラフは社説においてFTAに言及した記事の件数。そのうち下の網掛け部分は「遅れ」を指摘した件数。「遅れ」とは、社説が次のような語で日本のFTA交渉・締結状況を批判的に表現している場合。「遅れをとる」「出遅れる」「取り残される」「停滞する」「進め方に見劣りがする」「早くすべき」等。なお、2006年から調査したのは、同年にFTAAP（アジア太平洋自由貿易圏）の提案がなされ、広域FTAを含めてFTAの全体的状況を知ることができるようになったと判断されるため。

こうした「遅れ」認識は、日本のみの例外的現象ではない。アメリカ政府で貿易交渉を担当するUSTR（合衆国貿易代表）は、2000年代の年次報告書において自国の「遅れ」を頻繁に指摘している。これも、同様の認識上の影響の現れだと言える。すなわち、2000年の報告書は、「全世界で130のFTAが発効しているのに対して、合衆国はわずか二つのみである」と指摘し、その翌年の報告書は、「貿易パートナーに追いつくためには、依然とし

てさらになすべきことがある…（中略）…日本はシンガポールとの FTA の合意を完了し、ASEAN やメキシコ、韓国、チリなどという選択肢を検討しており、中国でさえ ASEAN との FTA を追求している…（後略）」と記しているのである<sup>18</sup>。中国政府が FTA を採用した一因も、2001 年に WTO 加盟が決まったのと前後して、他の国々がむしろ FTA を追求している事態に驚いたことであつた<sup>19</sup>。

中小国の懸念は、こうした大国以上のはずである。シンガポールのある新聞は「アジア太平洋の変化する経済的光景」と題する記事において、日本や中国、シンガポールが FTA の交渉を推進する中で、ASEAN 諸国は「バンドワゴン（勝ち馬に乗ろうとすること、筆者注）を試み」、「世界経済から取り残される事態を懸念している」と報じている<sup>20</sup>。同様の指摘は、メディアの報道に多く見られる。

以上のように、FTA は採用においてコストが相対的に低く、その目的において非常に多様である。にもかかわらず、その効果においては限定的であり、しかし他国の認識にはインパクトを与え、必要以上に懸念を喚起しているようである。以下の検討作業においても、こうした FTA の特徴に留意する必要がある。

## 2. FTA の展開パターン (1)：政策転換、連鎖的・競合的推進、モデル化

FTA は、どのようにしてアジア太平洋地域で浮上し、すでに見たように急速に拡大したのだろうか。その基本的パターンを明確化したい。そのパターンは、(1) 一部の国が政策の重点を GATT・WTO から FTA へと移し、(2) それを広範な国々が踏襲し、FTA を連鎖的・競合的に推進する。そのような中で、(3) 特に大国が FTA 政策を再検討し、貿易政策上のモデルとして提示する、という過程を辿っている。

### (1) 政策転換

本章の最初に見たように、1980 年代までのアジア太平洋地域に、FTA はほとんど認められない。それは、各国が GATT の多国間主義を当然視して、FTA はそれに反する地域主義的な政策と見なし、ネガティブに捉えていたためである。ヨーロッパ諸国はすでに FTA を導入し、地域統合の歩をさらに進めていたが、アメリカは当初これに反発し、日本や韓国なども GATT の場で FTA を批判していた。しかも日本や韓国、ASEAN 諸国などは、1990 年代半ばまで対米貿易摩擦に繰り返し直面し、アメリカから二国間の保護主義的・管理主義的措置を強く要求されていた。これに対応して、日本や韓国などは特に 1990 年代半ば、GATT・WTO の多国間主義を前面に掲げ、アメリカの要求はそれから逸脱しているとして、強く抵抗する方針をとっていた。その際、GATT・WTO の具体的な規定ではなく、その主

旨や自由貿易主義、多国間主義の理念が交渉上効果を持ったという<sup>21</sup>。ヨーロッパ諸国とは逆に、アジア太平洋ではむしろ多国間主義が強まっていたのである。もちろん、アジア太平洋でも 1989 年に APEC が成立していた。しかし APEC は、GATT・WTO の多国間主義を支える方針を掲げて「開かれた地域主義」を標榜し、従来型の閉鎖的な地域主義とは一線を画していた<sup>22</sup>。

状況が一変したのは、1980 年代半ばに、アメリカが政策転換に踏み切った後である。その数年後、東アジアでも一部の国が FTA を採用するように、方針を転じた。すなわちアジア太平洋では、アメリカが FTA を採用し、1985 年に対イスラエル FTA が、1989 年には対カナダ FTA が発効した。ただしこの時は、アメリカがイニシアティブをとったのではなく、相手国からの要請に受動的に対応していた。確かに、これと前後してロナルド・レーガン政権は「新貿易政策」(1985 年 9 月)を提示し、FTA を推進する方針を示した。しかもレーガン政権は、アジア太平洋でも ASEAN 諸国やオーストラリア、韓国、それに日本などに対して、実際に FTA の締結を打診した。しかし、これらの FTA はアメリカ国内でも妥当だと判断されず、相手の国々も消極的であり、また大統領のアジア歴訪が中止になった事情もあって、頓挫してしまった<sup>23</sup>。

1994 年に発効した NAFTA (北米自由貿易協定)こそが、アメリカの政策転換を示している。これ以降のアメリカは、次々に FTA を推進するようになった。この NAFTA は、USTR によれば「現在(当時、筆者注)進行中の最も野心的な地域構想」<sup>24</sup>であった。その FTA は、モノ貿易だけでなくサービスや投資、知的財産権などを対象に含み、広範な分野に自由貿易のルールを設けていたのである。しかも、そのルールは GATT のウルグアイ・ラウンドに影響を及ぼし、結果的に WTO の国際的ルールに結実する。

この NAFTA とヨーロッパの地域統合がインパクトを与え、1990 年代の末になると東アジアの日本や韓国、中国、シンガポールなどが、相次いで FTA の推進へと政策転換を図った。FTA を否定する方針を改め、それが GATT・WTO の多国間主義と両立するとし、正当な政策であるとして認識を変えたのである。

その政策転換の経緯を、少し詳しく見ておこう。日本では、NAFTA 成立の直後に一部の官僚と産業関係者が NAFTA 加入を模索したものの、実現には至らなかった<sup>25</sup>。しかし 1998 年、メキシコ政府が日本側に FTA 締結を働きかけ、また同じ頃、日本政府内でも、金大中政権下で関係改善の進んでいた韓国と、FTA を結ぶ構想が浮上した。ただし、対メキシコ FTA では農業の自由化が、対韓国 FTA では、日韓の貿易不均衡が問題化すると予想された。このように日本政府内で検討が始まった際、シンガポールがこれを察知し、FTA 交渉の開始を働きかけたのである。同時にシンガポール側は、農業生産自体が余りない同国では、

農業の貿易自由化が問題化しないと示唆した。その結果、1999年12月、交渉が始まり、その約1年後に日本・シンガポール FTA（日本・シンガポール新時代経済連携協定）が実現したのである<sup>26</sup>。

この頃の日本政府は、FTA 政策上の「遅れ」を意識し、その推進派は「GNP（国民総生産）30位以上の国のうち FTA に属していないのは、中国と韓国、日本のみ」だと主張していた<sup>27</sup>。その韓国と中国でも、日本と並行して政策転換が進んでいた。韓国政府では、1998年にアメリカやヨーロッパ、それに日本の動きを観測していた。同時に韓国政府は、アジア経済危機（1997～98年）後に減少した外資を誘致するために、FTA が効果的だと見ていた。こうして日本とほぼ同じ1998年末、韓国政府も FTA を推進する方針を決定したのである<sup>28</sup>。韓国は、テスト・ケースとしてまずチリとの FTA 交渉に着手し、対日 FTA の検討も進めた。

中国は、さらに早くから検討に着手しており、WTO 加入の検討が一段落した1991年には、国務院が国際経済情勢を調査する中で FTA にも着目していた<sup>29</sup>。しかし、実際に FTA を推進し始めるのは、2001年に WTO 加入が実現する頃であり、先に言及したように、世界的な FTA の潮流を意識してのことだった。同年11月、中国は ASEAN に対して段階的な FTA を提案し、交渉開始に合意する。

このようにアジア太平洋地域では、アメリカの政策転換が大きな契機となった。そのインパクトを受けて、少し時を置いた後で東アジアの主要国が雪崩を打つかのように、相次いで政策転換に踏み切ったのである。

## （2）連鎖的・競合的推進

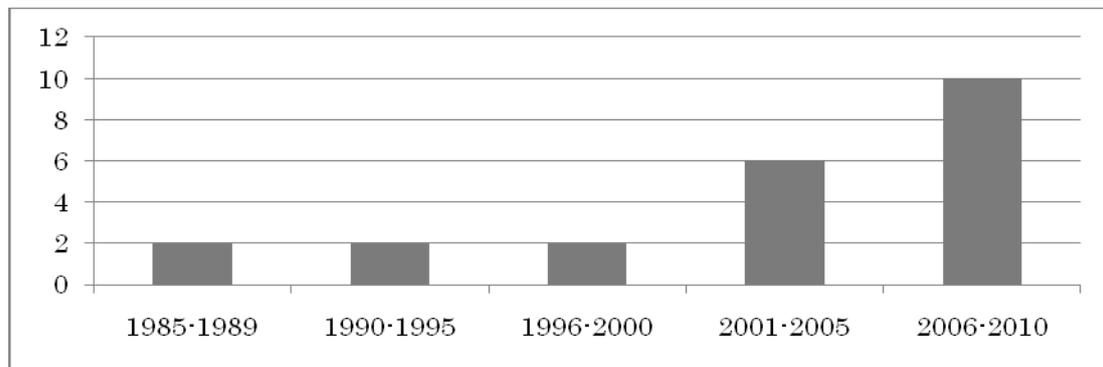
相次ぐ政策転換の後、アメリカや日本、また中国は、次々に FTA を締結していった。例えば中国は、2002年に ASEAN と FTA を締結した後、翌2003年に香港やマカオと FTA に準ずる経済・貿易緊密化協定を、2005年にはチリ、2008年にはシンガポールやニュージーランドと、FTA を締結した。ASEAN 諸国はすでに1992年に、またオーストラリアとニュージーランドは1983年に FTA を締結していたが、その後は取り組んでいなかった。そのような国々も、2000年代半ばには、再び FTA を積極的に推進し始めた。アメリカに始まり、日本や中国を巻き込んだ潮流は、さらに連鎖的に拡張していったのである。

その際に、各国が競い合う様相も散見された。よく指摘されるのは、対 ASEAN・FTA をめぐる競合である。2000年11月、中国が ASEAN に FTA 交渉を呼びかけると、翌2001年には日本が ASEAN に交渉を申し入れた。実際には、日本の方が早く ASEAN との FTA を検討しており、中国政府では、2000年11月に日本が先行して提案する事態を懸念して

いた。そのために中国政府も急いで提案を試みたが、逆に日本では、その時点では提案するに至らなかったのである<sup>30</sup>。そうだとすると、日中間に競合的な意識が働いていた事実は変わらない。さらに 2003 年には、韓国も ASEAN に FTA の調査・研究を提案した。このような例は他にも見られる。

アジア太平洋諸国は、連鎖的・競合的に FTA を推進したのである。その様子を別の角度から捉えてみよう。[表 3] は、アジア太平洋の各国が、それぞれ初めて締結した FTA が発効した年をまとめたものである（ASEAN については、各国ベースで示している）。発効年であるから、FTA の推進を決定し、実際に交渉した時点よりも、若干後の記録になる。いずれにしても、2000 年代以降、アジア太平洋諸国が他国の動きに促されるようにして、次々に FTA を採用していった様子が現れている。

[表 3] アジア太平洋の各国が初めて締結した FTA の発効年



注) 本表のアジア太平洋諸国とは APEC 加盟エコノミー (2010 年現在)。ASEAN については各国ベースで記録している。FTA の件数と発効年は、GATT・WTO に通報され、現在も発効中の RTA (Regional Trade Agreements) に関する WTO の統計に基づいてカウントしている (<http://rtais.wto.org/UI/PulicAIIRList.aspx>)。

### (3) モデル化

アジア太平洋諸国は、連鎖的・競合的に FTA を推進したとしても、猪突猛進したわけではない。各国が自国の方針や措置をしばしば見直し、特に大国は FTA の推進過程でいわば一旦立ち止り、体系的な方針を示しているのである。その際、多様な目的を整理するとともに、特に FTA が WTO の多国間主義に対してプラスに作用すると論じ、FTA を正当化している。その後は、この方針に基づいて FTA をさらに推進している。このような動きを、ここでは FTA の「モデル化」と呼んでおこう。このモデル化においても、後で見るように、政策転換や連鎖的・競合的推進の際と同じく、先行国からの影響が確認できる。

まずアメリカでは、1995 年の大統領経済諮問委員会の年次報告書において、FTA (ここ

では自由貿易地域〔Free Trade Areas〕のモデル化を図った<sup>31</sup>。そこで大統領経済諮問委員会が強調したのは、第一に、FTA が関税同盟と異なり、共通関税による拘束がないため、締結国が独自に他の国と貿易自由化を合意できる点である。したがって、第二に、関税同盟が GATT・WTO に対する「躓きの石 (stumbling block)」になるのに対して、FTA は「積み上げの石 (building block)」になり、GATT・WTO の「代替物 (alternative)」ではなく「補完物 (complement)」になる点である。すなわち、FTA であれば、共通の利害を持つ国々が相対的にシンプルな交渉によって貿易自由化を実現でき、またその利益が呼び水となって、他の国々も交渉に臨み、貿易自由化がドミノ的に拡大すると指摘したのである。この展開は、NAFTA が GATT 以上の貿易自由化を実現し、それが契機となって WTO のより広範な自由貿易に帰着した経験によって、裏づけを得ていた。このアメリカ・モデルは、FTA が GATT・WTO を「補完」するという概念、またそれら以上の自由化やルールを導くという概念（いわゆる「WTO プラス」、もしくはそれと関連する自由化の「包括性」）を提起したのである。

アメリカはその後、ジョージ・W・ブッシュ政権のもとで、9.11 テロ事件を背景に安全保障の観点から FTA に力を注ぎ、またその後は、経済的利益の観点を再確認して FTA を推進した。こうした局面においても、アメリカ政府は FTA のモデル化を試みた。例えば前者の局面について、合衆国通商代表部は、自由貿易が拡大すれば発展途上国や権威主義体制の国々で経済成長が進み、社会の安定化や法の支配が実現して「自由の習慣」が定着する。ひいてはテロ対策に資し、安全保障上の効果が生じる、という論理を提示した<sup>32</sup>。

日本はどうだろうか。日本政府は、FTA を採用する際にアメリカ・モデル（あるいは NAFTA 自体）を特に参照して、FTA の構成要素や条件などを検討した<sup>33</sup>。もっとも、アメリカが重視した環境・労働問題はアメリカに特有であり、日本では国内的要請もないと判断して捨象した。それを代替する措置とし、自由化の包括性と WTO プラスを確保するために、日本の FTA は、知的財産権制度の整備や技術交流、また産業界の要望の強いビジネス環境改善の協議制度などを「協力」事項として定めた。協力であるため、アメリカのように法的拘束力を伴う知的財産権制度や紛争解決手続きを定めるのではなく、緩やかな誘導的措置にとどめたのが特徴的であった。

日本のモデル化も、日本・シンガポール FTA を締結して他の国と FTA 交渉を進める過程において、外務省や通商産業省／経済産業省)、大蔵省／財務省などが方針を再検討する中で実現した。外務省では、同省の経済局が 2002 年 10 月に『日本の FTA 政策』をまとめた。それは自由化の「包括性」、WTO の「補完」・「強化」、高い「質」（関税撤廃の程度や期間など、自由化の程度の高さ）を前面に打ち出していた<sup>34</sup>。これらは、アメリカ・モデ

ルにおける GATT・WTO の「補完」や、WTO プラスもしくは包括性を部分的に発展させ、部分的に緩和するものであった。また日本政府は、FTA の交渉を重ねる中で、相手国に FTA を提案するための雛型として、「モデル協定」を考案した<sup>35</sup>。

中国も、独自の FTA モデルを提示したと言える。中国政府は、既存の FTA モデルをそのまま踏襲しようとはせず、プラグマティックにモデル化を試みた。中国政府は、最初に ASEAN との FTA 交渉に取り組み、その後も発展途上国と交渉を重ねる中で、段階的なアプローチを示した。すなわち、まず全体的な枠組みの協定を締結し、同時に「アーリー・ハーベスト（早めの収穫）」として大胆な譲歩策を採る。その上で、モノ（物品）貿易の協定からサービスや投資の協定へと、段階的に FTA 協定の包括性を高め、WTO プラスの内容を付加していったのである<sup>36</sup>。この包括性や WTO プラスへの方向性には、先行するアメリカや日本のモデルの影響を認めることができよう。中国の段階的アプローチは、韓国とインドの対 ASEAN・FTA でも踏襲されている<sup>37</sup>。

また中国は、日本の FTA に似て「協力」条項を設け、そこに知的財産権をはじめ技術や教育など、多様な協調的措置を定めている。発展途上国に対する経済援助を伴っているのも、特徴的である。さらに中国政府は、アメリカと同様に FTA に安全保障上の効果を求めており、それは「中国の偉大な伝統」であるという<sup>38</sup>。

このように、アメリカや日本、中国などは FTA のモデル化を進めた。それぞれのモデルは、共通して自由貿易主義を基調にしながらも、特に政府の関与をめぐる、当該国の互いに異なる政策アイディアに依拠している。すなわち、アメリカ政府が自由貿易主義の徹底を志向しているのに対して、中国政府は主権を尊重し、国家主導で漸進的に自由化に対処し、自国の経済発展と途上国に対する開発支援に力点を置いているのである。この中国のモデルは、後に言及する「アジア・ウェイ（asian way：アジア方式）」に呼応にするものでもある。日本は両者の中間に位置し、自由貿易主義や WTO に準拠する方針を明示しながらも、かつての産業政策の教訓を途上国に発信する含意からか、途上国への支援や協力に関して政府の市場関与を是認している。ジョン・G・ラギーの概念を借用するならば、日本と中国はかつての GATT のように、福祉的な政府介入を容認した上で自由主義を推進する、「埋め込まれた自由主義（embedded liberalism）」を志向している。これに対してアメリカは、その政府介入を排除して自由主義を貫徹しようとする、「脱埋め込み（disembeddedness）」へと向いているのである<sup>39</sup>。それは、アメリカが自由主義の普遍性やその「法化（legalization）」を当然視し、中国が、アジア地域に特徴的とされる国家主権の尊重や、漸進的な対応を前提にしている反映でもあろう<sup>40</sup>。

こうしたモデル化は、多くの中小国や発展途上国には容易ではない。とはいえ、シンガ

ポールやメキシコ、チリなどは積極的に FTA 交渉に対応し、その迅速性と柔軟性によって、FTA の世界的潮流の中でハブとしての地位を獲得しようとしている。

#### (4) FTA パターンの要因：政策拡散とその自省的展開

上に見たように、アジア太平洋における FTA の展開には基本的なパターン——政策革新、その後の相互刺激的な連鎖的・競合的推進、それに大国によるモデル化が認められる。次の問いは、このパターンがどのような要因によって成立したか、である。

国際関係論における構造論的な理論とその後継的理論は、FTA がなぜ一定の時期に採用されがちなのか、シンプルな国際的要因を提供してくれる。しかしそれらの理論は、段階的に変化するパターンは説明しにくい。逆にミクロ的・国内的な政治過程や国内制度の理論は、政策パターンの分析に馴染みやすい。とはいえ、本章の示したパターンは、政治体制の異なる国々に広く認められ、それらに共通するようなミクロ的・国内的要因を見いだすのは難しい。また、各国が FTA による利害得失を計算したと想定する、合理的選択アプローチも妥当しにくいであろう。すでに述べたように、FTA の効果は曖昧で事前に計測しにくく、限定的だからである。

より説得的な要因は、コンストラクティヴィズムの観点から政策アイデアに見いだせる<sup>41</sup>。WTO の補完性や自由化の包括性、目的の多様性などを属性（下位アイデア）とする、新たな FTA の考え方が、政策アイデアとして各国に普及したと考えられるのである。ここで政策アイデアとは、それ自体で一定の政策上の影響力を持ち、政策を方向づけ、その意義や効果を示すような理念、知見、着想などを指す。その FTA の政策アイデアが、アジア太平洋諸国に広く受容され、各国の政策を方向づけたからこそ、多くの国に共通するパターンが生じたのである。その様相は、近年の国際関係論上の概念では、「政策拡散」として捉えられる。政策拡散とは、ある国が課題に対応するために先行的に特定の政策アイデアを採用し、成果を収めると、他の国々がその政策アイデアを踏襲し、類似した政策が国際的に伝播してゆく様相を指す。もちろん、上位レベルの国際的構造や下位レベルの国内的要因も各国の政策に影響し、政策アイデアの採用の程度や方法に相違をもたらす。そうだとすると、国家間の水平的レベルで政策アイデアが強力に作用する点に、政策拡散の特徴がある<sup>42</sup>。

バス・シモンズやジェオフリー・ギャレットによれば、政策拡散は、パワーに基づく「強制」や市場や投資の獲得をめぐる「競争」以上に、「模倣」や「学習」のために生じるといふ。模倣とは、他の国の政策アイデアを踏襲し、バンドワゴン効果（各国が勝ち馬に乗ろうとするように有力な国や政策に追従する）が生じて、次々と後続国が登場する状況で

ある。学習は、それに合理的な検討を加えているような場合である<sup>43</sup>。

本章において、この政策拡散の概念を用いる際には、政策に対するステークホルダー（利害関係者）の関与を視野に収め、それを契機として政策の推進派が政策アイデアを見直し、発展させる過程——推進派による「自省的展開」<sup>44</sup>——の重要性に着目する。政策アイデアが関係者に広く受容され、政策拡散が発生したとしても、それで政策の展開が終結するわけではない。というのも、政策アイデアはそれが革新的であればあるほど、従来の政策体系と齟齬をきたし、また既得権益も脅かす。その矛盾がステークホルダーの懸念や要求の声として現れ、政策の推進派は、それに対応して政策アイデアを再検討し、部分的に見直すなどして、正当化や説得を図るものなのである。ここに達して初めて、政策アイデアは定着すると考えられる。

以上の観点から、アジア太平洋における FTA の基本的パターンを捉えれば、次のように説明できよう。まず政策転換は、アメリカの FTA、とりわけ NAFTA を政策アイデアとして呼び起こされた。アメリカは、その国際的影響力や産業・技術の発展段階、また政策アイデアを提起する研究組織の層の厚さなどから、貿易政策の国際的展開において始点になることが多い<sup>45</sup>。この FTA においても、アメリカの政策アイデアは、貿易赤字の解消や産業競争力の向上を GATT・WTO と両立させつつ実施でき、また外交関係や安全保障環境の改善にも資する可能性を示したのである。この従来とは異なる、新たな FTA 概念が、政策アイデアとして日本や韓国をはじめ、アジア太平洋に拡散したのである。こうして、国際経済学者のジャグディッシュ・バグワティの言葉を借りるなら、「FTA（原文では地域主義、筆者注）が今日の秩序であり、他の国々もそれにそくしてゆかなければならないという考えが生まれた」のである<sup>46</sup>。

日本政府は、FTA の採用においても、その具体的形態の検討においても、アメリカの政策アイデアの影響を受けている。日本政府は、すでに見たように、アメリカの FTA モデルを参照して FTA の構成や条件を検討した。それは、「日韓経済アジェンダ 21」の検討過程において如実に現れた。日本政府が日韓 FTA を模索していた 1999 年 3 月、小渕恵三首相が訪韓して「日韓経済アジェンダ 21」に合意し、FTA の前段階として投資協定の締結や基準・認証上の協力などを確認した。その際に日本政府は、NAFTA の要素に基づいて「日韓経済アジェンダ 21」の構成要素を考案し、韓国側に対して NAFTA と比較対照した一覧表を提示しながら、協議を行ったのである<sup>47</sup>。

中国や韓国も FTA の採用にあたっては、アメリカや日本などの動向を検討した。また、やはり包括的で WTO を補完・強化するような FTA を構想した。ここに後続国による模倣、もしくは学習を見てとることができる。各国は、それぞれ経済成長や産業競争力の強化、

少子高齢化、周辺諸国との外交関係の改善などの課題を抱えている。こうした課題に対応しうる政策アイデアとして、自国の観点から先行国の FTA を模倣し、あるいは学習したのである。

FTA の連鎖的・競合的推進とモデル化は、政策拡散過程における自省的展開として説明できよう。FTA の推進者は、国内のステークホルダーを説得するために FTA の国際的潮流を指摘し、自国の「遅れ」を強調していた。その FTA は、多様な目的に応用できたため、各国の国内で産業界のみならず官庁や政治家など、多様なステークホルダーが多様な関心や懸念を高めた。それが推進力となって、FTA の連鎖的・競合的推進は現れたのである。

その際、例えばある FTA は、経済的利益を拡大して一部の産業関係者を安心させるかもしれない。しかし、それは外交関係上の不安を払拭できず、この分野のステークホルダーは「遅れ」をなお懸念するであろう。このように、一旦高まった関心や懸念は、FTA を多少推進しても全面的には鎮静化しない。いずれかのステークホルダーが、「モグラたたき」のように次々と不安や懸念を表明し続けるのである。しかも、そもそも FTA は、すでに述べたように、他国の懸念を刺激しがちである。こうなると、FTA の推進者は方針を再点検し、より説得的な論理や既存の FTA の体系化や修正、従来の方針との接合策などを考案する必要に迫られる。ここに、FTA のモデル化は生じたと考えられる。

上に指摘した「遅れ」認識の多様性は、次ページの [表 4] から伺い知ることができよう。この表は、先に見た『読売新聞』と『日本経済新聞』の社説が「遅れ」を指摘した際の、根拠を記している。表に明らかのように、新聞によって根拠の指摘に相違があり、一般的なイメージとは逆に、『読売新聞』の方が経済的根拠を、『日本経済新聞』の方が外交上の根拠をあげる比率が高い。また、両紙を通して一貫した傾向性を見いだしがたいほど、その時々で異なる根拠が指摘されている。FTA に関する懸念が、「モグラたたき」的に浮上している様相が表れている。

以上のように、FTA がアジア太平洋で展開する様相は、FTA の今日的アイデアに基づく政策拡散として説明できよう。政策拡散が現象の本質的要素だとすれば、FTA の拡大は極端な言い方をすれば、「流行」としての側面を持っていると言える。政策拡散は、本章の指摘した自省的展開を伴っていたとしても、課題とその解決策を白紙の状態から緻密に検討し、多様な選択肢を比較考量して対応したものではないのである。政策拡散においては、魅力的に感じられ、期待の持てる先例の政策アイデアが契機になり、各国がそれを踏襲するのである。アジア太平洋地域の FTA は、こうした流行性を帯びているからこそ、極めて急速に拡大し、しかも各国毎に多様な目的や課題に応用されていると考えられる。

そうであれば、FTA の効果が限定的で、FTA におけるコスト・パフォーマンスの不都合

[表4] 新聞の社説における「遅れ」の根拠

『読売新聞』（2006年1月～2010年8月）

根拠	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年
貿易拡大	4	1	1	—	1
経済成長	1	2	—	1	3
経済不利益	—	1	—	—	—
地域的主導権	—	2	—	—	—
外交関係	—	—	—	2	—

『日本経済新聞』（2006年1月～2010年6月）

根拠	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年
貿易拡大	—	—	1	2	1
経済成長	—	2	—	2	3
経済不利益	—	—	—	—	—
地域的主導権	2	1	—	—	—
外交関係	3	3	3	2	—

注) 「遅れ」の根拠として、社説が直接言及している要素を、日本の貿易拡大、経済成長、日本による経済的不利益の回避、アジア外交における主導権の確保、国際関係とりわけアジアにおける外交関係についてカウントした。なお、それ以外の根拠は言及されていない。

が強く印象づけられたり、あるいは、より妥当な他の方策が案出されたりすれば、流行に陰りが生じるかもしれない。政策拡散は、突然に「廃れ」る可能性を秘めているのである。しかし同時に、FTA アイディアの自省的展開によるモデル化は、FTA を正当化してその支持層を拡大し、FTA の安定化を促している。「廃れ」とは逆に、「制度化」もしているのである。この流行性（もしくは廃れの可能性）と制度化が相克しており、どちらの傾向が強力になるかによって、FTA の今後は大きく左右されよう。

#### 4. FTA の展開パターン (2) : FTA の広域化と標準化

FTA はすでに相当に増大しており、アジア太平洋地域では大半の国家間で FTA が成立している。APEC の域内貿易も、その 51% は FTA 発効国間の貿易になっている（2009 年時点）<sup>48</sup>（ただし日中韓の三国間は、奇妙な FTA の空白地帯になっている）。

そのような中で、2000 年代も半ばになると、アジア太平洋の FTA に新たなパターンが現れた。(1) 大国が FTA の広域化を構想して、その実現を追求し始め、(2) 各国が既存の FTA の標準化を検討し始めたのである。前者には、中国の提案した EAFTA（東アジア自由貿易協定）や、日本の提起した CEPEA（東アジア包括的経済連携協定）が該当する。後者

の動きは APEC において顕著であり、その延長線上にアメリカの提案した FTAAP (アジア太平洋自由貿易圏) がある。FTAAP はアメリカの FTA の広域化をも含意しているものの、その原点は ABAC (APEC ビジネス諮問委員会) の勧告にあり、当初からカナダやオーストラリアなども賛成している。そこで本章では、標準化の一環に位置づける。

広域化と標準化は、ともに既存の FTA を共通化する動きである。多様な二国間 FTA が増大して国際貿易が複雑化し、特に「スパゲティ・ボール現象」が生じる事態に対応する点で、双方は類似している。「スパゲティ・ボール現象」とは、原産地規制の規定を典型として多様な FTA の規定が錯綜してしまい、企業が FTA を利用しにくくなり、貿易がむしろ阻害される現象を指す<sup>49</sup>。この問題を解消するには、多様な FTA を相互に調整し、ひいては同一地域に共通の FTA を設けるのが近道になる。ただし、このような共通化は、特定の国が独自の FTA を拡張して、単独的に調整する方法によっても、あるいは関係国が相互的な調整を進める方法によっても、実現しうる。地域的な FTA は今後の地域秩序のあり方を大きく左右しうるため、大国は前者の単独的調整を志向しがちである。しかし同時に、地域秩序である限り広範な国々の支持が不可欠であり、どの国にとっても後者の相互的調整も過小評価できない。

### (1) FTA の広域化

FTA の広域化は、EAFTA と CEPEA を中心に進んでいる。EAFTA は、ASEAN+3 の東アジア・ビジョン・グループと東アジア・スタディ・グループにおいて、東アジア協力の方向性を検討する中で浮上した。2004 年に中国がその実現を目指して提案し、本格的な調査の対象になった。EAFTA は ASEAN+3 の 13 カ国をメンバーに想定しており、その調査も ASEAN+3 の専門家グループが担当した。対する CEPEA は、日本が 2007 年に提唱し、ASEAN+6 (ASEAN+3 に加えてオーストラリアとニュージーランド、インド) の 16 カ国をメンバーとしている。CEPEA の調査は、ASEAN+6 において民間の専門家グループが実施した。EAFTA の報告書は、この広域 FTA が異なる発展や産業、技術のレベルの経済のミックスを実現し、効率的な地域的生産が可能だとしているが、それは CEPEA でも同様であろう。双方の報告書は、EAFTA がメンバーの GDP を約 1.9%押し上げ、CEPEA では 2.1%拡大すると試算している<sup>50</sup>。

2009 年 8 月には双方の調査報告書が出そろい、EAFTA については ASEAN+3 の経済大臣会合が、CEPEA については ASEAN+6 経済大臣会合が協議した。その結果、双方の広域 FTA とも政府間の議論へと格上げし、高級事務レベルのワーキング・グループで実現へと向けて議論を進めることになった。この議論を促すべく、中国政府は ASEAN+3 で貿易円

滑化に関するワークショップを開催するなどし、また日本政府は2010年8月、「イニシャル・ステップス」としてモノ貿易や貿易円滑化、経済協力、産業政策などの議論を推進するよう提案している<sup>51</sup>。

すでに明らかなように、FTAの広域化の特徴の一つは、異なる構想が異なる舞台で対峙している点にある。日中両国が構想の実現を求めて、対峙しているのである。しかし他方では、下記のように、日中を含む各国が対立や勝敗の明確化を避けている側面も認められる。

前者の対立的な側面は、二つの広域 FTA 構想が、当時の日中間の政治的緊張と重なり合ったためか、過大視されている感がある。確かに日中関係は、当時、歴史問題や東シナ海ガス田問題などをめぐって緊張を高めた。地域統合をめぐっても、2005年のEAS（東アジア・サミット）の創設にあたって、そのメンバーシップや目的などの議論で日中が立場の相違を鮮明にした。このため、第1回EASでは東アジアの統合を目標に掲げながらも、実態的には日中対立が支配的だったと、アジア各国の新聞が書き立てることになった<sup>52</sup>。このような駆け引きは、広域 FTA をめぐっても散見され、例えば中国の温家宝首相は、ASEAN+3が地域統合の「主要」な場だと発言し、EAFTAが優先されるべきだと示唆した<sup>53</sup>。第1回EAS（2005年）の首脳宣言と、同時期のASEAN+3首脳会議の宣言は、東アジア共同体の検討においてEASが「重要な役割」を果たし、ASEAN+3が「主要な手段」であると表明して、ASEAN+3が優先される印象を与えていた。温発言は、これを受けてのものだった。

ただし実際には、日中両国はあからさまな駆け引きに没頭するのではなく、より説得力のある構想を競い合っている<sup>54</sup>。実際に、二つの広域 FTA 構想は、それぞれの国の FTA モデルを反映しており、相違点はそこに起因している。すなわち、中国政府は地域統合において市場の自律的作用に全てを委ねるのではなく、政府の関与を確保し、政府による開発の方向づけや途上国に対する支援、さらには国家主権を尊重している。ここには、いわゆる国家主導的資本主義の性格が投影されていよう。そのため日本政府は、EAFTAでは投資や知的財産権のルールとその運用に厳格さを欠くのではないかと、疑念を抱いた。これに対して日本政府は、第1回EASにおいても民主主義や市場、人権などの理念を前面に掲げており<sup>55</sup>、CEPEAでもインドやオーストラリアをメンバーに含めて「自由で成熟した経済圏を構築する」と主張するなど、自由貿易主義を相対的に強調し、投資や知的財産権のルール強化を望んだ<sup>56</sup>。

とはいえ両国の政策アイデアにおいて、原理的な相違は必ずしも明確ではないようである。その一因は、すでに見たように、両国の FTA モデルともアメリカ・モデルの影響を

受け、下位アイデアに FTA の WTO 整合性や自由化措置の包括性などを受け入れていた点にあらう。両国の類似性は、逆の政府関与において認められる。日中両国とも、程度の差はあれ政府の市場関与を是認しており、またアジアでは法化ではなく、緩やかな制度—先に言及した「アジアン・ウェイ」が適合する面があると見ているのである。それを反映して、EAFTA も CEPEA も貿易・投資の自由化とともに、経済協力や開発援助、貿易・投資円滑化などを進める点を特徴にしているのである（この類似性もあって、双方の広域 FTA の間ではメンバーシップの相違や、それに起因する対米協調的要素の有無がクローズアップされている感がある）<sup>57</sup>。

以上のように、両国とも「アジアン・ウェイ」に依拠して政府の市場関与を是認しつつ、ユニバーサルな自由貿易主義と FTA の WTO 整合性を志向している。双方の広域 FTA 構想は、このアンビバレンスにおいて一定の類似性を持っているのである。ただし、日本が自由主義やルールの厳格さを志向している点では、潜在的に重要な意味を持ちうる相違もある。

EAFTA と CEPEA の異同とともに、もう一つ特徴的なのが、双方の検討過程において、一方の突出や明白な選択が避けられた点である。双方の広域 FTA は、ASEAN+3 と ASEAN+6 の調査においても、現在の政府間の議論においても、並行して進んでいる。中国の提案が先行したものの、結果的に報告書が出そろったのは同時である。また、時を接して政府間の議論へと格上げされた。これは、ASEAN などが慎重な姿勢をとり、即座に態度を明示しようとはせず、選択を先延ばしにした結果でもあった。このように大国間のバランスをとり、特定の国が主導的な役割を果たすのを回避し、実質的に自らがペースセッターの役割を担うのが、ASEAN の伝統的な外交スタイルでもあった。韓国とインドネシアなどは EAFTA の方に力点を置いているが、オーストラリアやインドなどを排除せず、それらの関与も呼びかけている<sup>58</sup>。

このような FTA の広域化は、次に見る標準化とどのように異なり、類似しているのだろうか。

## （2）FTA の標準化

FTA の標準化は、APEC を舞台にして進んでいる。もちろん、FTA の多様化や複雑化は WTO でも問題視され、ドーハ開発アジェンダの地域貿易協定委員会も FTA (RTA) に関する WTO ルール・手続きを協議の対象としている。2006 年 12 月には、WTO 一般理事会において、新たな審査手続きの「RTA 透明性メカニズム」が採択された。しかしドーハ開発アジェンダは、WTO ルールの明確化については顕著な成果をあげておらず、既存の FTA

の共通化には踏み込んでいない。しかし APEC では、FTA の標準化に関して実質的な検討が進んでいるのである。

APEC における標準化もまた、FTA の広域化に見られたように、ユニバーサルな自由貿易主義の強化や法化と、アジアン・ウェイの維持との相克を特徴としている。現時点から振り返ると、前者の自由貿易主義の強化と法化が着実に進んできたように見える。すなわち、当初は研究や柔軟な措置にとどまっていたが、次第に各 APEC エコノミーを拘束するようなルールの協議へと焦点が移っているのである。この背景では、すでに見たように、大国の FTA モデルが自由主義的・多国間主義的性格を組み込んでいた点、また、APEC において各国が調査・検討を重ね、その累積的効果が生じた点が、作用していよう。こうしたモメンタムに対して、少なからぬ国がアジアン・ウェイ的な要素の尊重を再確認するなど、一定の復元力も作用している。[表 5] は、APEC の首脳会議や閣僚会議における動きや発言の推移を、時系列に即して簡潔にまとめたものである。

APEC において、FTA の多様化の問題を指摘したのは、先に述べたように ABAC であった。ABAC は、APEC 諸国の産業界の代表がその声を APEC 政策に反映させるために、設立されていた。2003 年 11 月、ABAC が提言を示して FTA の多様化や「スパゲティ・ボー

[表 5] APEC における FTA の調査・検討

	APEC における調査・検討等	asian way 的な議論
2001 年	FTA は WTO を「補完・強化」(首脳宣言)。	
2003 年	ABAC が FTA の複雑化を懸念、共通化要請。 高級事務レベル会議で FTA の情報・意見交換。	共通化に懸念の表明も。
2004 年	FTA の「ベスト・プラクティス」の検討開始。	非拘束的であるからこそ「ベスト…」を選択。
2005 年	FTA の「モデル措置」を策定 (~2008 年)。	
2006 年	FTAAP 提案 (米)。「長期的目標」として「研究」。	FTAAP は非現実的、FTA 優先との意見。
2007 年	報告書『地域経済統合の強化』。	モデル措置は「非拘束的・自主的」(貿易大臣会合で確認)。
2008 年	閣僚会議で FTA の類似点・相違点を議論。	調査・検討であれば支持との声。
2009 年	FTAAP の具体策づくりに合意。	広域 FTA の方が有効との主張。 目標設定案は非成立。
2010 年	『FTAAP への道筋』合意、「具体的ビジョン」へ。	期限設定案は非成立。incubator (保育器) として APEC が関与。

注) APEC の首脳会議や閣僚会議の宣言、外務省の資料、新聞の報道などに基づいて作成。

ル現象」などの問題に警鐘を鳴らし、APEC 首脳に対応を求めたのである。ABAC が提示した具体策は、望ましい FTA の模範例の作成や APEC 規模の FTA の創設などであった。後者について、多くの政府首脳は慎重もしくは否定的であったが、前者については容認できた<sup>59</sup>。

この FTA の模範例の作成が、APEC として最初の具体的対応になる。APEC では翌 2004 年、FTA の模範例を「ベスト・プラクティス」として検討し始めた。その要件として、APEC エコノミーは APEC 原則・目標との整合性や WTO との整合性（GATT 規約第 24 条やサービス協定 5 部との整合性。発展途上国も可能な限り整合化）、WTO プラス、包括性（FTA の対象領域の拡大、センシティブ分野でも削減期限を最小化）、透明性（FTA を英語で公表、WTO に報告）などを定めた<sup>60</sup>。すでに明らかなように、これらの要件の多くは、各国が FTA モデルとして是認していた要素であった。APEC はこうした要件に基づいて、各国が FTA 交渉において参照すべき参照枠組みとして、2008 年までに 10 件の「モデル措置」を策定した。それはモノ貿易や競争政策、原産地規則、環境、電子商取引などに及んだ。

こうしたベスト・プラクティスやモデル措置は、それらの名が示すように、各国が自主的に参照するものであり、拘束力はなく、監視メカニズムもない。その意味において、各国の自主性やコンセンサスを尊重する措置であり、APEC の原理もしくはアジアン・ウェイに敵っていた。この点は、2007 年の APEC 貿易大臣会合でも各エコノミーが再確認している。

ABAC が上の提言を示した 2003 年は、APEC が高級事務レベルで FTA に関して情報・意見交換を始めた年でもあった。タイのプーケットで開催した会合では、各エコノミーの担当者が既存の FTA の調査を実施し、それに基づいて意見を交換した<sup>61</sup>。APEC による FTA の調査は、これ以降、着実に蓄積されてゆく。

ベスト・プラクティスやモデル措置は、各国の産業界に歓迎されたが、FTA の多様化に伴う問題を解消するものではなく、2006 年 11 月には ABAC が再び勧告を行い、APEC 規模の FTA として FTAAP を創設するように求めた。ただしその ABAC も、直ちにその交渉を開始するのは非現実的だと見ていた<sup>62</sup>。しかし、アメリカ政府がこの構想を支持して推進したため、様相が変わってきた。アメリカ政府は、これまで FTAAP に懐疑的であった。しかしジョージ・W・ブッシュ政権は、二国間の FTA が拡大し、広域 FTA の検討が進む中で、アジア太平洋の地域秩序に関与する手掛かりとして FTAAP を再評価したのである。アメリカでは、広域 FTA が台頭したのは、APEC の機能が低迷したためだとする見方があり、APEC の再建が課題になっていた。また FTAAP を推進していたフレッド・バーグステイン自身が、アメリカ政府に繰り返し働きかけていたのである<sup>63</sup>。

APEC では、2006 年 11 月に FTAAP を検討し、アメリカに加えてカナダやオーストラリア、ニュージーランドなどが支持を表明した。しかし、中国や ASEAN などは時期尚早だとして慎重な姿勢を崩さなかった。そのため、APEC 首脳会議は FTAAP を「長期的目標」とし、他の FTA もしくは地域統合とともに「研究」するにとどめた。そこでアメリカ政府は、FTAAP を推進するため、いわば触媒として TPP（環太平洋経済連携協定）への参加を表明した。TPP において有志で貿易自由化を徹底し、その賛同国を拡大してゆき、FTAAP の実現を後押ししようという企図であった。

TPP を前提にした FTAAP となると、従来の APEC やアジアン・ウェイに基づく貿易自由化とは性格を異にする。それは、APEC の自主性・非拘束性・コンセンサス重視などの原理を脅かし、法化を推進する意味を持っていた。交渉を通じて結果を重視し、漸進的ではなく、期限を設けて成果を求める可能性を持っていたのである。しかし産業界や ABAC は、その方向へと APEC を改変するのは時代の趨勢だという考えであり、それは 2010 年の ABAC の提言で表明された。その提言は、APEC の原則を「過去のもの」と指摘し、「APEC のやり方を変える必要」を「熟慮すべき」と訴えたのである<sup>64</sup>。

FTAAP や他の FTA に関する「研究」報告書は、2007 年 4 月に提出された（『地域経済統合の強化』）。それは、FTA をめぐる「スパゲティ・ボール現象」やルールの一貫性の欠如などを問題視し、地域規模の貿易自由化の必要性を指摘していた。また報告書は、「合意された行動」として WTO の支持、FTAAP への現実的かつ段階的な選択肢の検討、各エコノミーによる FTA の加速化などを提示し、それらを継続するものとした<sup>65</sup>。この報告書は、FTAAP の実現に向けて、さらに検討を進めるための踏み台になった。すなわち、2007 年にシドニーで開かれた APEC では、政府が産業界と協力し、FTA の原産地規制などの合理化を検討するものとした。

翌 2008 年、ペルーのリマにおける APEC は、新たな調査報告書（『APEC の RTA/FTA における類似点と相違点』）を踏まえて、既存の FTA の類似点と相違点を、それも閣僚レベルで議論した。その報告書によれば、FTA は確かに多様化していたが、他方で、共通性を増している構成要素もあった。例えば、サービス自由化の規定は各国間でほぼ合致しており、投資の規定も実質的に同様の要素を備えていた。しかし競争政策の規定は、問題や要請の範囲にかなりの違いを伴い、環境分野には共通のモデルが見当たらなかったのである。FTA は多様化しつつも、次第に共通性も増していたのである<sup>66</sup>。

APEC は 2009 年以降、FTAAP の具体化の段階に入った。同年 11 月にシンガポールで開催された APEC では、これまでの調査・検討を踏まえて、FTAAP を実現するための道筋を検討した。首脳会議では、一方で TPP への関心が表明され、他方では、既存の二国間 FTA

や広域 FTA の統合でも、APEC 規模の自由化は可能だという意見があった。結果的に、FTAAP 実現の道筋を検討する点では合意されたが、そのために数値目標を設ける案については、合意されなかった<sup>67</sup>。

その具体化の方策は、2010年に日本で催された APEC において、『FTAAP への道筋』にと結実した。それは FTAAP を「野心的ビジョンから具体的ビジョンへと転換する時期は今である」としていた。また FTAAP は、「自由化を達成する以上」の内容であり、包括的で質が高く、「次世代型」の貿易・投資問題に取り組むものとした。WTO プラスや包括性などの下位アイデアは、これまで各国が FTA モデルや APEC における検討に取り組む中で確立してきたもので、ここに来て、アジア太平洋全般の FTA の要件に至ったのである。

他方で、この『道筋』の検討過程においても、FTAAP 実現の期限設定が議論になったが、貿易大臣会合でやはり異論が浮上し、合意に至らなかった。むしろ中国や ASEAN などは、FTAAP が APEC の自主性・コンセンサス重視などの原則を外れ、ひいては APEC の枠外で TPP に導かれて、あらぬ方向へと展開する事態を恐れた。『道筋』が APEC を FTAAP の「保育器 (incubator)」だとし、APEC の非拘束性や自主性に改めて留意したのは、そのためにほかならない<sup>68</sup>。

こうして、APEC においても既存の FTA の共通化が進み、その際に FTA の広域化の場合と同じく、各国は自由貿易主義やそのユニバーサルな法化を志向すると同時に、アジア・ウェイや各国の事情に留意した。現時点で振り返ると、後者の留意や復元力が働きながらも、やはり前者の趨勢が基調となっている。もっとも、それが行き過ぎると APEC の EVSL (早期自主的分野別自由化) 協議や FTAA (全米自由貿易圏) のケースのように、国際競争力を欠く国や産業が反発を強め、地域統合の過程にブレーキがかかる事態もありうる<sup>69</sup>。そのためか、推進派のアメリカ政府も、これまでは意外に慎重な対応に終始している。その慎重さは、当初、交渉担当の USTR がアジア諸国の抵抗を予想し、FTAAP に反対したことにも現れている<sup>70</sup>。

### (3) FTA パターンの要因：新段階の自省的展開

以上のように、FTA の展開パターンは第二の局面に入り、大国が FTA の広域化を進め、また各国が APEC において FTA の標準化を検討するようになった。これまでは二国間の FTA という、いわば線の動きが重層的に生じていたが、今度は地域的 FTA という面の動きに移ったのである。この展開は、どのような要因によって生じたのか。

第一局面では、NAFTA に由来する FTA の政策アイデアが各国に拡散し、FTA への政策転換が続発した。また、それが引き金となって各国でステークホルダーが関心や懸念を

強め、FTA が連鎖的・競合的に拡大した。同時に、大国が政策アイディアの自省的修正を試み、FTA のモデル化を図りもした。このような政策アイディア次元の展開は、第二局面でもさらに続いたと考えられる。

すなわち、今度は国内にとどまらず国際的なレベルにおいて、ステークホルダーが関心や懸念を示した。各国の産業界の声は、今度は自国の官庁に働きかけるのではなく、ABAC というトランスナショナルな連携を通じて、ダイレクトに APEC 首脳に伝わったのである。その際に産業界は、FTA の多様化による貿易・投資ルールの分岐をはじめとして、様々な問題を提起し、さらに APEC の実質的な法化を求めるなど、制度改変にも踏み込んだ要請をした。各国の政府も今度は自らが FTA のステークホルダーとして、ルール共通化の必要性を認識した。先進国の企業が対外貿易・投資において支障をきたすと、先進国政府が自国の貿易利益や経済成長、競争力などに懸念を持つだけではなかった。発展途上国も、モノや資金の流入が伸び悩み、自国の経済発展が阻害されないか懸念したのである。APEC 首脳会議・閣僚会議において、FTA が繰り返し争点になったのは、その現れだと言えよう。

国内レベルでも、ステークホルダーの関心や懸念は続いた。なおも特定の国と、貿易拡大や外交関係の緊密化などを求める声は強い<sup>71</sup>。しかし他方で、FTA の広域化は、国境を超えた広範な企業の事業展開を可能にし、資源・エネルギーの確保をより容易にするなど、付加的な利点がある<sup>72</sup>。FTA の標準化は、こうした利点をアジア太平洋地域で広範に実現する可能性があり、特にアメリカ産業界・労働界は、FTAAP や TPP の構想に期待を刺激されているのである。ブッシュ政権とバラク・オバマ政権の取り組みに対して、アメリカ産業界の全米商工会議所やアメリカ貿易危機委員会、全米対外貿易委員会などが歓迎の意を表しているのは、そのためである<sup>73</sup>。アメリカの産業界・労働界は、貿易・投資自由化や各国の規制緩和・民営化に期待を寄せたのである。その産業界・労働界は、中国をはじめとする新興諸国が緩い環境・労働基準のもとで不公正な貿易慣行を続けていると見ているため、FTA に環境・労働基準などを設けて対処すべきだとも考えていた。

さらに、広域 FTA は多国間関係に基づいているために、二国間の FTA 以上に外交関係の緊密化や安全保障環境の改善、地域秩序の主導など、外交・安全保障上の目的に資する可能性もある。第1節で述べたように、その FTA の目的が実際に達成されるかどうかとは別に、期待感や逆に他国に先んじられる懸念はやはり大きいはずである。FTA の広域化が実現すれば、そのモデルとなった国は相対的に目的を達成しやすいであろう。元来、地域的・国際的な制度的枠組みは、その形成をリードした国の影響力を相対的に拡大し、持続させる傾向を内在している<sup>74</sup>。また各国は、潜在的な競争国がそのような立場を享受し、「相対利得」が減少する事態を懸念するかもしれない。このような広域 FTA であるから、各国

はそれを通じて国家間の非軍事的なパワーの均衡化——「バランスィング」や、他国の行動に対する操作や繋ぎ止め——「ヘッジィング」を試みる可能性が強くなる<sup>75</sup>。ここで重要なのは、各国の政府やステークホルダーが、そのような認識を抱きやすくなり、その認識に基づいて対応に乗り出すことである。

日本や中国、あるいはアメリカなどの各国は、このような国内外のステークホルダーの要請を受け、あるいは政府サイドが先取りして、自国の FTA アイディアを敷衍して、広域化や標準化に踏み出したと考えられる。その広域化や標準化において、FTA の政策アイディアは、下位アイディアの WTO 整合性や WTO プラス、自由化の包括性などをより確かなものにしてきた。各国政府は広域化や標準化において、政策アイディアを多くの国々の評価や批判に耐えうるようにする必要に迫られたのである。こうして、FTA の政策アイディアが政策拡散と自省的变化を重ねたからこそ、WTO に整合し、それを超えるという基準が、APEC における条件として確立したのだと言える。

下位アイディアとしては、アジアン・ウェイに対する期待やこだわりも再確認された。APEC の法化は各国にとって容易でなく、アジアン・ウェイ的な緩やかな自由化や協力を期待を寄せる国は中国や日本だけではない。そうであるからこそ、日中両国とも、アジア太平洋に多い発展途上国の支持を考慮し、アジアン・ウェイを広域 FTA 構想に組み込んだのだと考えられる。中国政府はアメリカ主導の自由主義に違和感を隠さず、ゆくゆくは独自の理念や秩序観を提示する意図を示唆している。中国のパワーやプレゼンスの行方次第では、アジアン・ウェイが持続性を保つだけでなく、再び重みを増す可能性もありうる。

ユニバーサルな法化とアジアン・ウェイのアプローチは、その分野や対象となる産業の発展・成熟段階や、各国の国内法制や慣行の相違などによって、適否が左右される。問題は、どのような組み合わせが最適なのか、という点に集約されよう。その意味では、EAFTA と CEPEA の広域化と、APEC における標準化や FTAAP が、並列的に検討・協議されているのは必然的でもある。すでに EAFTA と CEPEA、FTAAP、それに TPP の関係や接合について、議論も始まっている。例えば APEC においても、2007 年 4 月にオーストラリアのアデレードで開催された貿易政策対話では、可能な妥協策として二段階（two tier）アプローチが議論された。既存の多様な FTA を即座に FTAAP に置き換えるのは非現実的であり、移行期間や各種の FTA の共存期間を設けるべきだという考え方である<sup>76</sup>。このような議論を蓄積し、自由貿易主義の法化とアジアン・ウェイとの関係も含めて、調整や接合の論理や方法の検討を深める必要がある。

#### 4. 展望と日本外交の対応

これまでの分析を踏まえて、本節では 2030 年頃までを展望し、他の章と同じく 4 つのシナリオに基づいて FTA の将来的な推移を考えてみたい。また、シナリオ毎に日本の外交上の対応の方向についても検討する。

アジア太平洋に限らず、国際経済では歴史的な変化が進行している。従来は、アメリカを中心とする先進諸国が国際的な貿易・投資自由化を進め、また各国国内の規制緩和や民営化を促して、世界的な経済発展を主導してきた。しかし、アジア経済危機やリーマン・ショックをはじめ、経済危機がしばしば発生するようになり、リーマン・ショックではアメリカ自身が危機の震源にもなった。先進諸国では産業社会が成熟し、ほとんどの国で程度の差はあれ少子高齢化が進み、もう一段の高度成長を展望するのは難しくなっている。これに対して、中国やインドなどの新興経済諸国は急速な発展を記録しており、その内需に先進諸国も期待し、依存を高めつつある。インドの個人消費は 2008 年に 0.66 兆ドルだったが、2020 年には 3.06 兆ドルに拡大すると観測されている。中国の内需拡大はさらに急速であり、2008 年に 1.53 兆ドルだったが、2020 年には 5.57 兆ドルにまで成長すると見られている。もちろん、高度の先端技術産業や大規模な金融産業は先進諸国に偏在しているものの、それらの技術や手法も新興経済諸国や発展途上国へと移転し、相対的な平準化が進みつつある。

このように考えると、これまでの経済成長の実績や方式、理念や考え方、それらを背景にした地域秩序の主導力が、今までの延長線上に維持されると期待するのは難しいであろう。様々な変化が生じ、今後のシナリオによっては、国際的なパワーや利益の配置だけでなく、その前提にある理念や政策アイディアの次元においても、従来の通念が揺らぐ事態もありうる。

国際経済秩序は、WTO や OECD（経済協力開発機構）、G8（主要 8 カ国会合）などのレジーム・コンプレックスに支えられてきた。これらにも変化の波は押し寄せている。WTO は、紛争解決手続きにおいて WTO 裁定の 90%以上が遵守されるなど、貿易紛争の回避や貿易ルールの運用の面で顕著な成果をあげている。その反面、ルールの形成・更新の面では明らかに機能不全を起こしており、現在のドーハ開発アジェンダは交渉の決裂と再開を繰り返している。WTO の多国間交渉は、以前のように先進諸国がリードしても、新興諸国や発展途上国などの支持を獲得し、合意に導くのが難しい状況にある。より適切な交渉方式をめぐって、様々な模索がなされているが、決定的な方式は見いだされず、各国間の議論は漂流しがちである。ドーハ開発アジェンダが挫折する事態は国際的に甚大なインパクトを与えるだろうから、何らかの国際合意は成立するであろう。しかし、多くの国の所期

の期待が実現しないという意味において、その国際交渉は実質的に「失敗」に終わる可能性が高い。OECD や G8 がそれを補完するのも難しく、役割を高めてきた G20 も、余りに多様な国から構成されており、実効的に主導的役割を果たすのは構造的に難しいと考えられる。

こうなると、WTO の今後についても、FTA を視野に入れて検討する必要がでてくる。数年前、フレッド・バーグステンは FTAAP を「プラン B」として、WTO が失敗した場合に、貿易自由化を維持・推進する枠組みとして提案した<sup>77</sup>。ドーハ開発アジェンダの失敗を想定するならば、この「プラン B」が否応なく現実味を帯びてくる。もちろん、FTAAP が WTO を代替するのは非現実的で、機能を高めている WTO の紛争処理機能との関係やメンバーシップの問題、他の地域的 FTA との関係など、様々な問題がありうる。それ以上に、FTAAP のみでは各国の自由貿易勢力を確保できず、グローバルな自由貿易主義を支える政治的基盤が収縮してしまうという政治的問題もある<sup>78</sup>。そのような懸念はあるものの、貿易自由化や貿易ルール構築のモメンタムをとにかく維持し、グローバル化する経済に国際ルールを対応させ続けるには、「ポスト・ドーハ」の WTO と FTA の関係を再検討せざるをえないだろう。

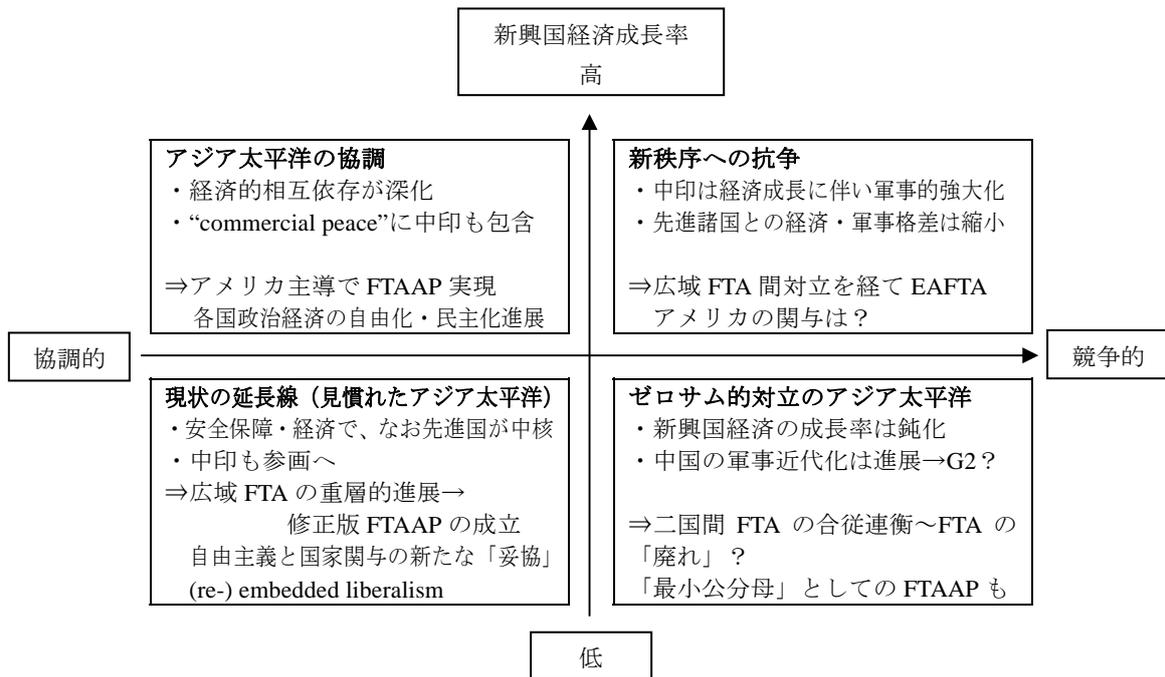
以下のシナリオでは、FTAAP と広域 FTA のあり方が、一つの焦点になる。ただし FTAAP は、現在の検討・協議過程が順調に推移すれば、本章が展望する 2030 年に至る前に実現する可能性がある。2020 年というのが、少なからぬ経済団体や政府の想定する、FTAAP 実現の一つのタイミングである。その後は、FTAAP がイニシエーターになり、他の分野の地域統合が重なり合って、東アジアもしくはアジア太平洋の「共同体」へと歩を進めるのかもしれない。その様相と達成時点を具体的に論じるのは困難であるので、以下では一般的な方向性を考えてみたい。その際、論理的に議論を進め、過剰な推論との誹りを恐れずに議論を敷衍してみよう。

[表 6] は、4 つのシナリオとその場合における FTA の状況について、簡潔に示したものである。

### (1) シナリオ 1 : 新秩序への抗争

第一のシナリオは、経済的に新興諸国の成長率が高水準を維持し、政治的には各国間の関係が競争的・対立的な場合である。典型的には、中国経済がアメリカ経済に匹敵する水準になり、それを背景として中国が軍事的近代化を相当程度まで達成し、政治的な挑戦を強める状況である。もっとも、中国政府自体のプランによれば、中国が「近代化された中程度の先進国」になるのは 2050 年頃だという<sup>79</sup>。いずれにしても中国が台頭すれば、アジ

[表 6] 2030 年への展望と FTA の状況



アジア太平洋における秩序に関して、アメリカの主導力や自由主義の価値、それに基づく政策アイデアが中核的位置を占め続けるのは難しくなる。そうになると、各分野において新たな秩序を模索する動きが活発化し、各国が様々な秩序構想を提示し、抗争や駆け引きが本格化しても不思議ではない。本来であれば避けたいシナリオであろうが、それが実現する場合には、どのような展開と対応が考えられるだろうか。

このような状況への展開過程において、FTA はどうなるだろうか。当初は FTAAP の実現への趨勢が優位で、アメリカの構想がカナダやオーストラリア、さらには日本や韓国、シンガポールなどの支持を得たとしても、FTAAP が実現するのは難しくなろう。その際、中国はアジア太平洋ではなく東アジアをまとまりのある地域として想定し、EAFTA かその後継的な枠組みを推進する可能性がある。これまでの中国は、アメリカ流の価値や政策アイデアに違和感を示しつつも、WTO 整合性や自由貿易主義にそくした行動を示していた。しかしその中国も、潜在的には自らの価値や原則、それに基づく地域秩序の政策アイデアを提起する願望を秘めていた。2030 年頃までに、それが明確な形をとらないとしても、中国がその一端を打ち出し、追求する可能性も否定できない。ただしアジア太平洋では、経済的相互依存関係がさらに深化しているはずである。これが中国に対して、過度に独自性の強い政策アイデアを提起しようとする上で、ブレーキとして働こう。

この過程においては、FTAAP と EAFTA、CEPEA などが衝突する。EAFTA を中国が強

力に推進するならば、それと類似性を持つ CEPEA は独自性を稀釈されてしまい、存在意義を低下しかねない。本章の最初に指摘したように、FTA が地域統合のイニシエーターとして他の分野に波及効果を持つならば、CEPEA を推進する日本のみならず、各国は広域 FTA の行方に神経質に反応するだろう。仮に地域的 FTA がバランスングやヘッジングの機能を果たすとすれば、このシナリオ 1 においてこそ、その機能が最大化すると考えられる。新興諸国の突出を抑制する装置として、あるいは逆に新興諸国がその影響力を構造化するための装置として、また先進諸国が自らの相対的衰退に歯止めをかける装置として、広域 FTA の行方は今日以上の重さを持つはずである。

この場合、アメリカがアジア太平洋地域への関与をどれほど維持するか、それが従来以上にシリアスな問題となる。アメリカの関与は、経済分野でも、これまで振幅を繰り返してきた<sup>80</sup>。アメリカ国内の世論や連邦議会の動向、アメリカ経済の趨勢などによっては、十分な関与を確保するのが難しくなる事態も予想される。アメリカの関与は、他の国々はもとより日本にとって特に重要な意味を持つ。今後の FTA の展開について、リチャード・ローゼクランズは、アジアにおける独自の地域的 FTA の進展を指摘するとともに、アメリカはヨーロッパに目を向け、米欧 FTA を追求するべきだと論じた<sup>81</sup>（ローゼクランズは、その場合にもアジア諸国、とりわけ中国は敵対的な反応をしないと観測している）。しかし、アメリカがヨーロッパに目を向ければ、アメリカのアジアへの関与は相対的に低下しかねない。

このようなシナリオ 1 において、日本外交の課題は、まずは CEPEA の再構築であろうか。FTAAP と EAFTA の狭間において、どのような特徴を打ち出すのか。中国やアメリカの主張とどのような原理的な相違があり、そこに各国を説得し、魅力を発する要素があるのか、見直しが必要になるだろう。同時に、広域 FTA の動きがある程度進めば、今度は CEPEA を FTAAP とどのように関連づけるのか。その複合的な地域的 FTA が、どのようなバンドワゴンなりヘッジングなりの効果を持ちうるのか。新興諸国との明白な対立を回避しつつ、事態をどのように軟着陸させられるのか。こうした点も視野に収めて検討する必要があるだろう。

仮に、EAFTA やその後継的 FTA が実現するなら、日本にとっては、中国とアメリカとの関係をどのように重層的に重ね合わせるかが、外交上の試金石になろう。そのためにも、アメリカのアジア太平洋に対する関与をどのように確保するのか。その際に日米 FTA など、FTA をどのように活用できるのかも、検討課題になる。

以上のような可能性や危険性を念頭に置くなら、日本外交において FTA をどのように位置づけるべきか。その際に日本経済の復活をはじめ、FTA の諸目的についてどのような戦

略的な方向づけをするのか、今日の時点から再考が必要になるろう。

## (2) シナリオ 2 : ゼロサム的対立のアジア太平洋

第二のシナリオは、新興諸国の経済成長が鈍化するが、政治的には競争的な関係が基調になる状況である。この場合、中国では、経済成長を背景にして軍事的近代化もある程度は進んでいるものの、地域秩序を左右するほどの段階に達してはいないと想定される。こうした場合、アメリカはなおも相対的な優位を保っていたとしても、パワーを拡大した国々、とりわけ中国との協調を必要とせざるをえなくなる。アメリカと中国は相対的に突出したパワーを備えた二国として、相互に牽制しつつ是々非々で協調し合い、「G2」的な体制を築く可能性もある<sup>82</sup>。

アジア太平洋の地域秩序をめぐることは、各国が緊張した関係に陥り、価値と政策アイディアにおいても、相互に異なる原理を掲げて対峙する可能性が高い。経済的な自由貿易主義と政府関与(ひいては中国の国家主導的資本主義)の組み合わせや双方の程度をめぐることで、各国が鋭く対峙する事態も考えられる。アメリカが経済的な自由主義は政治的な民主主義を促すと仮定し、中国に対してもそうした展開の実現を期待しているならば、なおさらである<sup>83</sup>。

FTA は、ゼロサムの状況において、対立の手段として用いられる可能性が高い。FTA は元来、経済的・政治的な多様な目的に用いることができたため、有効な手段だとみなされがちであろう。したがって、米中のみならず、各国が広域 FTA をめぐって神経質な駆け引きを展開することになる。EAFTA と CEPEA、FTAAP などが相互に対峙し、しかもゼロサムの状況では各国が容易には妥協できないはずである。広域 FTA の一つを選択したり相互に接合するのは、難しくならざるをえないだろう。仮に、最も包括的である点で FTAAP が前進したとしても、非加入のインドやいわゆる「3 チャイナ(中華人民共和国、中華民国、香港)」の関係など、厄介な問題に対処する必要に直面する。また、FTAAP が実現したとしても、TPP 的な自由主義を中国やインドなどに徹底するのは難しく、FTAAP の機能は「最小公分母」として、加盟エコノミーが満たすべき基準を示す程度にとどまるかもしれない<sup>84</sup>。

FTA をめぐる対立が、価値や原理の相違をめぐる先鋭化するならば、WTO でも争点化した環境・労働基準が、その最初の対象になりそうである。アメリカの民主党議員や労働組合、環境・人権 NGO などは、すでに FTA に環境・労働基準の導入を求めている。AFL・CIO(アメリカ労働総同盟・産業別組合会議)をはじめとして、中国が緩い環境・労働基準を背景に対米貿易を加速している、という批判も根強い<sup>85</sup>。

したがって、様々な広域 FTA が競合した上で、FTAAP が何らかの形で実現へ向かうものと考えられる。あるいは、そのいずれも実現せず、各国が（今日以上の自由化やルール形成を確保するために）再び二国間の FTA に回帰し、合従連衡が展開する可能性も否定できない。さらに言えば、このように錯綜した対立局面に入り、しかも FTA が限定的な効果しかあげないとすれば、FTA の流行が廃れる可能性もあろう。

このような中で日本は、やはりシナリオ 1 と同じく、まず CEPEA の再検討を課題とすることになる。FTAAP は、各国間の対立を前に貿易・投資の自由化を徹底できないとしても、現状の国際関係の慣性を保ち、アジア太平洋で各国間の対立を抑制する上で一定の役割を果たすかもしれない。その場合にも、CEPEA を通じて日本の関心事や立場を FTAAP に反映できるように、再検討が必要になるのである。

さらに長期的には、二国間 FTA への回帰や FTA の廃れが発生する事態に備えておくのも、無意味ではないだろう。同盟国や近隣諸国との外交関係を強化する観点から、二国間 FTA を見直す必要に迫られよう。この場合には、（韓米 FTA のように）日米 FTA を幅広い観点から再定義するようになるのではないだろうか。FTA の流行が廃れる場合には、むしろ「ポスト・ドーハ」の WTO をどのように運用するかが重要な意味を持つであろう。

### （3）シナリオ 3：アジア太平洋の協調

第三のシナリオは、新興諸国の経済成長が高水準を維持するものの、政治的には国家間関係が協調である場合、あるいは高度成長がアジア太平洋の地域的な相互依存関係の一層の深化を導く場合である。ここでは、リベラル（自由主義）の政治思想や理論が想定したように、「通商的平和」が実現し、台頭著しい中国やインドなども、そこに組み込まれる。そうすると、中国や他の発展途上国において、経済成長を背景にして政治的な自由化や民主化が一定の進展を見せるかもしれない。少なくとも各国の政策において、自由主義的な路線が定着度を増すだろう。すでに貿易政策においては、インドなどの発展途上国も自由貿易主義を受容しているが<sup>86</sup>、それが政治的な波及効果を強めるのである。

こうなると、FTA としては、自由主義的な FTAAP がアメリカ主導で成立する可能性が高くなる。その際の FTAAP は自由主義的な性格を強め、アジアン・ウェイよりもユニバーサルな法化の方向へとシフトするだろう。こうして FTAAP が制度化し、安定性を増せば、FTA の廃れや不要論は浮上しないものと考えられる。また、このように FTAAP が自由主義的な性格を強めるなら、不安定化した WTO のルール形成メカニズムを部分的に代替するかもしれない。先に言及した「プラン B」が一部の領域においてであっても、実質的に成立するのである。それを、どのように WTO のルールに繋げるのが課題になる。

ただし、FTAAP が高度な自由化を内容とするとなると、それを各国が国内で批准できるかどうか、問題になる。特にアメリカにおいて、連邦議会がそれを批准するかは難問である。現在もファスト・トラックが成立しておらず、アメリカでは元来 APEC に対する関心が高くなく、その支持基盤は分裂的で弱小である<sup>87</sup>。TPP についても、酪農産業や繊維産業をはじめ抵抗を示す業界が存在し、国内が高度な自由化への支持で固まっているわけではない。またバラク・オバマ政権下の民主党には、フェア・トレードの推進派や環境・人権 NGO に近い議員などが増え、伝統的な自由貿易派は相対的に減少している。2030 年までには当然、政権交替があるが、このような趨勢は全体的には進むことはあっても、従来のような自由貿易主義の政治的連合に回帰することはないだろう。その場合、FTAAP が成立しても、当面は各国とりわけアメリカで批准に時間を要し、不安定な状況になるかもしれない。批准のために、FTAAP の修正や補完的協定の締結などが実現するかもしれない。

このシナリオにおいて、日本外交に求められるのは、まずは FTAAP への対策であり、FTAAP 実現後の一層の自由化であろう。FTAAP に対して、日本の必要とする要素をどのように盛り込むのか。また、FTAAP を通じて自由主義が徹底されるなら、日本の政策アイディアの自由主義的な側面が厳しく問い質されるだろう。国内の規制緩和をはじめ、構造改革が改めて争点化する可能性は高い。そうなれば、農業や労働をはじめタブー視されがちだった分野をめぐって、アジア太平洋地域における FTAAP の動きが、国内の構造改革に「外圧」として作用するかもしれない。

このような環境は、日本経済の再建や成熟にプラスに作用し、日本経済が一定の復元力を示すかもしれない。しかし、それに失敗して経済的低迷が続き、むしろ中国をはじめとする BRICs が自由化や民主化を進めるならば、それらの国が日本の国際的・地域的役割を代替してしまう可能性もあろう。

#### (4) シナリオ 4：現状の延長線（見慣れたアジア太平洋）

最後のシナリオ 4 においては、新興諸国の経済成長が鈍化し、政治的関係は協調的である場合を想定する。アジア太平洋における経済的相互依存は深化したものの、中国やインドなどの成長には陰りが見られ、この地域の成長を牽引し、先進諸国に肉迫するわけではない。先進諸国も、低成長から脱していないとしても一定の経済的パワーを維持し、比較的安定した外交関係のもとで、一定の影響力を維持している場合である。このような状況では、安全保障や経済をはじめとして、多くの分野で先進諸国がなおも中核的な役割を果たす。ただし、中国やインドなども現在以上の成長を遂げ、より大きい役割を果たし、地域秩序に関して実質的な発言力を強めていよう。ロイド・グルーバーも指摘しているよう

に、すでにアメリカは中国やインドの台頭に対応し、それらを国際・地域秩序に組み込み、秩序を支える役割を促しつつある<sup>88</sup>。このような中で、各国は微妙なバランスを探りつつ、より安定的な地域秩序に結びつく対外経済政策を模索するだろう。

FTA 政策においても、特定の国の方針や政策アイデアが極端に突出するのではなく、各国間の相互調整が尊重されよう。経済的相互依存関係が深化すれば、「スパゲティ・ボール現象」をはじめとして、FTA の複雑化に伴う問題に各国が対処し、FTA の広域化・標準化は大きく進むはずである。そのため EAFTA と CEPEA、FTAAP などがそれぞれ重層的に進展してゆき、それらの関係を調整する移行的過程を経て一つの地域的 FTA——その地域的包括性からして、おそらくは FTAAP かその変種——へと収斂してゆくであろう。そうであれば、達成された FTAAP は、TPP の拡大版として自由主義を徹底し、ユニバーサルに法化したものにはならないだろう。EAFTA や CEPEA の要素やアジアン・ウェイ的な性格を併せ持つ、修正版 FTAAP になっている可能性が高い。

そこで重要な意味を持つのは、自由主義と政府の市場介入——とりわけ中国的な国家主導的資本主義の要素——との接合である。かつての多国間貿易レジームの GATT は、国際的な自由主義を基調にしつつも、各国国内の福祉や完全雇用のための政府介入を部分的に容認して組み込み、「埋め込まれた自由主義」としての複合的性格を持っていた。その GATT は、WTO に移行して自由主義を徹底し、かつての政府介入を縮減したため、「脱・埋め込み」が進んだとされる<sup>89</sup>。しかし修正版 FTAAP では、再び政府介入を時代と状況にそくして再定義し、自由主義と接合して、「再・埋め込み化 (re-embeddedness)」が実現するかもしれない。ただし、その接合のための妥当な方式は、まだ見いだされていない。それをどのように模索し、FTAAP の規定にどのように反映させるのか、それが優先順位の高い検討課題になろう。

以上のような FTA を模索する過程において、日本は CEPEA を推進しつつも、それと FTAAP の接合について、今後の推移や条件を構想しておく必要があるだろう。FTAAP をグローバル化に適応できるものにすると同時に、各国の事情をある程度まで許容する内容へと方向づける必要がある。そのためには、自由主義の法化とアジアン・ウェイを接合する方法や基本概念などを、検討すべきであろう。ただしそれは、シナリオ3で述べたような一層の自由化が必要なく、日本の事情が当然のように容認される、という意味ではない。どこまで自由化を推進すべきか、どのような要素は自由化の例外になしうるのか、セーフティネットをどのように整備するのか、等々を、今後の展開を見据えた上で再吟味する必要があるという意味である。この点について、説得的な解答を提示できれば、日本の経済的利益のみならず、外交的な立場においても無視しえない意義を持つであろう。

## おわりに

本章では、アジア太平洋における FTA の展開に関して、基本的なパターンを大づかみに捉え、その要因について政策拡散の観点から考察を加えた。それを踏まえて、今後のアジア太平洋における FTA の状況を展望し、四つのシナリオに基づいて日本外交の課題と対応の方向性を検討した。

2030 年頃を展望すれば、アジア太平洋の国際関係は、現状からかなり変化している可能性が高い。現在の政策やその知的前提としての政策アイデア、これまでの経済成長や外交関係の基本的概念自体が、揺さぶられる可能性も否定できない。そのような中では、当面の問題への対応を超えて、中長期的な観点から事前に政策を構想し、様々な変化に際しての戦略や譲歩のポイントを検討しておく必要は、一層高くなっている。本章で示したシナリオと、それに基づく FTA の展開、日本の外交上の検討・対応策は試論にとどまるかもしれない。さらに関係国における経済動向や人口の推移、軍事予算などの見通し、等々、手掛かりになる情報を組み込み、より精度の高いシナリオとその対応策へと議論を高める必要がある。また、その議論を展開する際には、従来の前提が変化することを想定して、オープンな熟議のシステムのもとで、より新鮮な観点や斬新な発想を排除することのないよう留意しなければならないだろう。

## — 注 —

- <sup>1</sup> Richard Baldwin, “A Domino Theory of Regionalism,” in Baldwin, Pertti Haaparanta, and Jaakko Kiander, eds., *Expanding Membership of the European Union* (Cambridge University Press, 1995); Edward D. Mansfield and Helen V. Milner, “The New Wave of Regionalism,” *International Organization*, vol.53, no.3 (1999).
- <sup>2</sup> Beth A. Simmons, Frank Dobbin, and Geoffrey Garrett, eds., *The Global Diffusion of Markets and Democracy* (Cambridge University Press, 2008).この観点から FTA を分析した拙稿として、Satoshi Oyane, “The International Political Economy of FTA Proliferation: Testing the Analytical Scope of Neorealism, Neoliberalism and Constructivism,” in Jiro Okamoto, ed., *Whither Free Trade Agreements?: Proliferation, Evaluation and Multilateralization* (Institute of Developing Countries: Japan External Trade Organization, 2003); 大矢根聡「東アジア FTA : 日本の政策転換と地域構想—『政策バンドワゴン』から『複雑な学習』へ—」『国際問題』528号 (日本国際問題研究所、2004年)。片田さおり等は、「政策拡散」から(合理的)競争へと転化したとする観点から分析している。Mireya Solis, Barbara Stallings and Saori N. Katada, eds., *Competitive Regionalism: FTA Diffusion in the Pacific Rim* (Palgrave Macmillan, 2009: [岡本次郎訳]『アジア太平洋の FTA 競争』[勁草書房、2010年])。
- <sup>3</sup> Bela Balassa, *The Theory of Economic Integration* (Richard D. Irwin, 1961).
- <sup>4</sup> *Toward an East Community: Region of Peace, Prosperity and Progress, East Asia Vision Group Report* (2001); *Final Report of the East Asia Study Group* (2002).
- <sup>5</sup> 外務省「小泉総理大臣の ASEAN 諸国訪問における政策演説『東アジアの中の日本と ASEAN—率直なパートナーシップを求めて』」(2002年1月)。
- <sup>6</sup> 例えば、以下を参照。『世界の主要な自由貿易協定の概要整理調査報告書』(日本貿易振興会経済情報部、2001年)。
- <sup>7</sup> World Trade Organization, *World Trade Report 2003: Trade and Development* (WTO, 2003) pp.46-68. WTO は、

- その後の年次報告書においても FTA の状況を分析している。
- <sup>8</sup> 外務省経済局『日本の FTA 戦略』(外務省、2002 年) 2~4・110~111 ページ。経済産業省『通商白書』(ぎょうせい、各年)。United States Trade Representative, *Trade Policy Agenda and Annual Report of the Presidents of the United States on the Agreements Program* (U.S. Government Printing Office, every years).
- <sup>9</sup> “China FTA Network,” <http://fta.mofcom.gov.cn/english/index.shtml> (2011 年 1 月 15 日、アクセス)。張蘊崙「东亚合作需要创新」中国社会科学院世界经济政治研究所のサイトに掲載 (中国語) <http://www.iwep.org.cn/info/content.asp?infoId=4536> (2011 年 1 月 9 日、アクセス)。中国語の読解は、同志社大学大学院法学研究科の榊原俊介氏に手助けいただいた。
- <sup>10</sup> Australian Government, Department of Foreign Affairs and Trade, *Negotiating Free-Trade Agreements: a Guide* (APEC Branch, Department of Foreign Affairs and Trade, Commonwealth of Australia, 2005), pp.2-3.
- <sup>11</sup> United States General Accounting Office, *International Trade: Intensifying Free Trade Negotiating Agenda Call for Better Allocation of Staff and Resources* (United States General Accounting Office, 2004).
- <sup>12</sup> 磯崎典世「韓国における FTA 戦略の変遷—多国間主義の推進と挫折—」大矢根聡編『東アジアの国際関係—多国間主義の地平—』(有信堂、2009 年)。
- <sup>13</sup> 外務省の『外交青書』と経済産業省の『通商白書』も、2001 年版~2005 年版では FTA の目的として構造改革に言及していたが、その後はほとんど言及しなくなった。以下も参照。田中均「日本経済外交の新展開」『中央公論』(2000 年 11 月)。経済財政諮問会議『経済財政運営と構造改革に関する基本方針二〇〇二』(2002 年 6 月)。
- <sup>14</sup> World Trade Organization, *World Trade Report 2003*, pp.46-68.
- <sup>15</sup> 経済産業省『通商白書』2008 年版 (2008 年、ぎょうせい) 416 ページ。『通商白書』2009 年版 (2009 年、ぎょうせい) によれば、FTA の「ライフサイクル」という考え方を採用し、FTA の推進、執行、普及・活用促進、ビジネス環境整備、実態把握という一連の作業に取り組み始めた。韓国・ASEAN 間の FTA の利用状況は、「ASEAN との FTA 効果は限定的」『通商弘報』(2009 年 9 月 1 日) 1~4 ページ。
- <sup>16</sup> 経済団体連合会『東アジア経済統合のあり方に関する考え方—経済連携ネットワークの構築を通じて、東アジアの将来を創造する—』(2009 年 1 月) 10 ページ。
- <sup>17</sup> 経済産業省『通商白書』2001 年版 (2001 年、ぎょうせい) 167~170 ページ。
- <sup>18</sup> United States Trade Representative, *2001 Trade Policy Agenda and 2000 Annual Report of the President of the United States on the Trade Agreements Program* (U.S. Government Printing Office, 2000) p.4; USTR, *2002 Trade Policy Agenda and 2001 Annual Report of the President of the United States on the Trade Agreements Program*, (U.S. Government Printing Office, 2001) p.10.
- <sup>19</sup> 対外貿易経済合作部課題組編『世界経済区域集団化趨勢、影響及対策』(中国经济出版社、1994 年)、13~15 ページ (中国語)。中国の対外貿易経済合作部国際貿易経済合作研究員の担当者に対するインタビュー (2003 年 9 月、北京)。
- <sup>20</sup> “Asia Pacific’s Changing Economic Landscape,” *The Business Times* (Singapore), June 6, 2001.
- <sup>21</sup> 大矢根聡『日米韓半導体摩擦—通商交渉の政治経済学—』(有信堂、2002 年) 第 9 章。
- <sup>22</sup> APEC の原則については、菊池努『APEC—アジア太平洋新秩序の模索—』(日本国際問題研究所、1995 年) 206 ページ。Amitav Acharya, “Ideas, Identity, and Institution-Building: From the ‘ASEAN Way’ to the ‘Asia-Pacific Way’?”, *The Pacific Review*, vol.10, no.3 (1997). 「開かれた地域主義」については、ピーター・ドライスデール「APEC と国際関係—国際外交における成果と問題」『国際問題』585 号 (日本国際問題研究所、2009 年)。
- <sup>23</sup> 大矢根聡『東アジアの国際関係—多国間主義の地平—』(有信堂、2009 年) 235~236 ページ。William A. Niskanen, “Stumbling Toward a U.S.-Canada Free Trade Agreement,” *Policy Analysis*, No.88 (CATO Institute, 1987).
- <sup>24</sup> United States Trade Representative, *2002 Trade Policy Agenda and 2001 Annual Report of the President of the United States on the Trade Agreements Program* (U.S. Government Printing Office, 2001) p. 6.
- <sup>25</sup> 通商産業省の担当者に対するインタビュー (2008 年 11 月)。
- <sup>26</sup> 大矢根「東アジア FTA」58~61 ページ。
- <sup>27</sup> 経済産業省『通商白書』1999 年版 (1999 年、ぎょうせい) 287 ページ。2000 年版 (2000 年、ぎょうせい) 105 ページ。このレトリックは、当時、FTA の推進者が頻繁に主張していた。
- <sup>28</sup> 磯崎「韓国における FTA 戦略の変遷」145~147 ページ。
- <sup>29</sup> 注 19 を参照。
- <sup>30</sup> 中国の対外貿易経済合作部国際貿易経済合作研究員の担当者に対するインタビュー (2003 年 9 月、北京)。

- <sup>31</sup> U.S. Council of Economic Advisers, *Economic Report of the President Transmitted to the Congress Together with the Annual Report of the Council of Economic Advisers* (U.S. Government Printing Office, 1995); U.S. Council of Economic Advisers, *Economic Report of the President Transmitted to the Congress Together with the Annual Report of the Council of Economic Advisers* (U.S. Government Printing Office, 1998).
- <sup>32</sup> United States Trade Representative, *2002 Trade Policy Agenda and 2001 Annual Report of the President of the United States on the Trade Agreements Program*, pp.2-3.
- <sup>33</sup> 外務省・経済産業省の担当者に対するインタビュー（2010年10月）。
- <sup>34</sup> 外務省経済局『日本の FTA 戦略』。経済産業省『通商白書』2001年版、156～175 ページ。
- <sup>35</sup> 渡邊頼純・監修、外務省経済局 EPA 交渉チーム編『解説・FTA・EPA 交渉』（日本経済評論社、2007年）29～30 ページ。
- <sup>36</sup> 張蘊崚「东亚合作需要创新」。
- <sup>37</sup> 石川幸一「新段階に入った東アジアの FTA」『季刊・国際貿易と投資』no.80（2010年）。
- <sup>38</sup> 張蘊崚「东亚合作需要创新」。
- <sup>39</sup> John Gerald Ruggie, *Winning the Peace: America and World Order in the New Era* (Columbia University Press, 1996) p.37.
- <sup>40</sup> 「法化」については、Judith L. Goldstein, Miles Kahler, Robert O. Keohane, and Anne-Marie Slaughter, eds., *Legalization and World Politics* (The MIT Press, 2001)。「アジア・ウェイ」については、Acharya, op.cit; 山影進「東南アジアからみた『東亜の構想』」大沼保昭編『東亜の構想』（筑摩書房、2007年）。黒柳米司編『アジア地域秩序と ASEAN の挑戦—「東アジア共同体」をめざして—』（明石書店、2005年）第1章を参照。
- <sup>41</sup> コンストラクティヴィズムについては、とりあえず Alexander Wendt, *Social Theory of International Politics* (Cambridge University Press, 1999) を参照。
- <sup>42</sup> Simmons, Dobbin, and Garrett, *The Global Diffusion of Markets and Democracy*. 以前の拙稿では、政策拡散の概念ではなく、同様の考え方に基いてジョン・J・アイケンバリーの「政策バンドワゴン」概念を援用した。大矢根「東アジア FTA」。
- <sup>43</sup> Simmons, Dobbin, and Garrett, *The Global Diffusion of Markets and Democracy*.
- <sup>44</sup> 「自省的 (reflective)」の語はロバート・O・コヘインに基づいている。この概念は「省察的」と訳される場合もある。Robert O. Keohane, “International Institutions: Two Approaches,” *International Studies Quarterly*, vol.32, No.4 (1988).
- <sup>45</sup> 大矢根聡「レジーム・コンプレックスと政策拡散の政治過程—政策アイディアのパワー—」日本国際政治学会編（大芝亮・古城佳子・石田淳編集）『日本の国際政治学（2）』（有斐閣、2009年）。
- <sup>46</sup> Jagdith Bhagwati, *The World Trading System at Risk* (Harvester Wheatsheaf, 1991) p.73.
- <sup>47</sup> 通商産業省の担当者に対するインタビュー。『日韓経済アジェンダ 21』と NAFTA の比較（通産省通商政策局・内部資料、1999年）。
- <sup>48</sup> 日本貿易振興機構・海外調査部『環太平洋戦略経済連携協定（TPP）の概要』（日本貿易振興機構・海外調査部、2010年）6 ページ。
- <sup>49</sup> OECD, *Regionalism and Multilateral Trading System* (OECD, 2003); Jagdith Bhagwati and A. Panagariya, “Preferential Trading Areas and Multilateralism,” in Bhagwati and Panagariya, eds., *The Economics of Preferential Trade Agreements* (American Enterprise Institute, 1996).
- <sup>50</sup> “Further Analytical Study on the Likely Economic Impact of the FTAAP-Paper, Concluding Senior Official’s Meeting- Retreat Session”, Singapore, 8 November 2009, 2009/CSOM/R/010, Agenda Item: 6, 3(APEC, 2009).
- <sup>51</sup> “Initial Steps toward Regional Economic Integration in East Asia: A Gradual Approach, Informal EAS-AEM Working Lunch, 26 August 2010, Da Nang, Viet Nam, Japan Submission” (METI, 2010).
- <sup>52</sup> 例えば、韓国の『朝鮮日報』2005年12月13日（韓国語）。タイの *Nation*, December 14, 2005. インドネシアの *Jakarta Post*, December 16, 2005.
- <sup>53</sup> 『朝日新聞』2006年8月25日、『日本経済新聞』2007年1月16日。
- <sup>54</sup> 外務省の担当者に対するインタビュー（2007年11月）。田中均『外交の力』（日本経済新聞社、2009年）164 ページ。
- <sup>55</sup> 大矢根『東アジアの国際関係』9～12 ページ。
- <sup>56</sup> 経済産業省通商政策局経済連携課「東アジア包括的経済連携（CEPEA）民間専門家研究について」（経済産業省、2008年）。『朝日新聞』2006年8月25日。
- <sup>57</sup> ASEAN の存在感ゆえに、日中両国ともアジア・ウェイを採用せざるをえなくなったという側面もあろう。Alice D. Ba, (Re)Negotiating East and Southeast Asia: Region, Regionalism, and the Association of Southeast Asian Nations (Stanford University Press, 2009). また「アジア・ウェイ」については、注 41

- の文献を参照。
- <sup>58</sup> 『日本経済新聞』2010年6月7日。
- <sup>59</sup> ABAC, *Harmony in Diversity: Achieving Balanced and Equitable Growth* (ABAC, 2003). 外務省「APEC サンディエゴ首脳会議 (概要と評価)」(外務省、2004年)。
- <sup>60</sup> “Best Practice for RTAs/FTAs in APEC,” 16<sup>th</sup> APEC Ministerial Meeting, Santiago, Chile, 17-18 November 2004, 2004/ANM/003, Agenda Item: V.2 (APEC, 2004) pp.2-3.
- <sup>61</sup> “Inventory of RTAs Involving APEC Members,” Market Access Group, Phuket, Thailand, 16 August 2003, 2003/SOMII/MAG/008, Agenda Item: 7 (APEC, 2003).
- <sup>62</sup> ABAC, *Report to APEC Economic Leaders* (ABAC, 2006).
- <sup>63</sup> C. Fred Bergsten, “Plan B for World Trade: Go Regional,” *Financial Times*, August 16, 2006; Bruce Vaughn, “East Asia Summit: Issues for Congress,” *CRS Report for Congress*, RS22346 (Congressional Research Service, 2005). チャールズ・モリソン「アジア太平洋地域協力と APEC の将来に関する米国のもう一つの展望」『国際問題』585号 (日本国際問題研究所、2009年) 43 ページ。
- <sup>64</sup> ABAC, *Working Toward Sustainable Growth for ALL* (ABAC, 2010).
- <sup>65</sup> 『地域経済統合の強化—長期的展望としてのあり得べきアジア太平洋の自由貿易圏を含む、地域経済統合に関する報告書—』(APEC、外務省訳、2007年)。
- <sup>66</sup> “Identifying Convergences and Divergences in APEC RTAs/FTAs,” 20<sup>th</sup> APEC Ministerial Meeting, Lima, Peru, 19-20 November 2008, 2008/AMN/010, Agenda Item: IV (APEC, 2008).
- <sup>67</sup> 外務省「APEC シンガポール首脳会議 (概要と評価)」2009年11月。『日本経済新聞』2009年11月6日。
- <sup>68</sup> “Pathway to FTAAP,” The 18<sup>th</sup> APEC Economic Leaders’ Meeting Yokohama, Japan, 14 November 2010 (APEC, 2010); 『日本経済新聞』2010年6月8日。
- <sup>69</sup> EVSL の問題については、岡本次郎編『APEC 早期自由化協議の政治過程』(アジア経済研究所、2001年)。FTAA の問題は、“FTAAP: Why and How?: Policy, Legal and Institutional Issues,” APEC Trade Policy Dialogue-Strengthening Regional Economic Integration, Adelaide, Australia, 22 April 2007, 2007/SOM2/TPD/004, Session: 2 (APEC, 2007).
- <sup>70</sup> モリソン「アジア太平洋地域協力と APEC の将来」43 ページ。
- <sup>71</sup> 例えば、経団連の提言を参照。http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/index08.html (2011年2月15日にアクセス)。
- <sup>72</sup> 日本経済団体連合会「経済連携協定の『拡大』と『深化』を求める」2006年10月、http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2006/072/index.html (2011年2月15日にアクセス)。日本経済団体連合会「対外経済戦略の構築と推進を求める」2007年10月、http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2007/081/honbun.html (2011年2月15日にアクセス)。日本経済団体連合会「東アジア経済統合のあり方に関する考え方—経済連携ネットワークの構築を通じて、東アジアの将来を創造する—」2009年1月、http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2009/006/index.html (2011年2月15日にアクセス)。経済同友会『真に尊敬され信頼される国家としての経済外交』(2009年3月)。
- <sup>73</sup> U.S. Chamber of Commerce, “Economic Opportunities and Challenge in East Asia Facing the Obama Administration,” (U.S. Chamber of Commerce, 2009); NFTC Applauds President Obama for Announcing U.S. Commitment to Join TPP Negotiations,” Press Releases (National Foreign Trade Council, November 2009); “ECAT Praises U.S. Engagement in Trans-Pacific Partnership,” News Releases (Emergency Committee for American Trade, November 2009).
- <sup>74</sup> John G. Ikenberry, *After Victory: Institutions, Strategic Restraint, and the Rebuilding of Order after Major War* (Princeton University Press, 2001); Ruggie, *Winning the Peace*.
- <sup>75</sup> この点については、本章と立場は異なるものの、以下を参照。Kai He, “Institutional Balancing and International Relations Theory: Economic Interdependence and Balance of Power Strategies in Southeast Asia,” *European Journal of International Relations*, vol.14, no.3 (2008).
- <sup>76</sup> “FTAAP: Why and How?”.
- <sup>77</sup> Bergsten, “Plan B for World Trade”; Bergsten, “A Free Trade Area of the Asia-Pacific in the Wake of the Faltering Doha Round: Trade Policy Alternatives for APEC,” Charles E. Morrison and Eduardo Pedrosa, eds., *An APEC Trade Agenda?: The Political Economy of a Free Trade Area of the Asia-Pacific* (Institute of Southeast Asian Studies, 2007).
- <sup>78</sup> Charles E. Morrison, “An APEC Trade Agenda,” Morrison and Eduardo Pedrosa, eds., *An APEC Trade Agenda?*.
- <sup>79</sup> Zheng Bijian, “China’s ‘Peaceful Rise’ to Great-Power Status,” *Foreign Affairs* (September/ October 2005).

- <sup>80</sup> 大矢根聡「アメリカの多国間主義をめぐるサイクル—消極的関与と急進的追求の振幅とその背景—」大矢根編『東アジアの国際関係』を参照。
- <sup>81</sup> Richard Rosecrance, “Bigger is Better: the Case for a Transatlantic Economic Union,” *Foreign Affairs* (May/June 2010).
- <sup>82</sup> C. Fred Bergsten, “A Partnership of Equals,” *Foreign Affairs* (July/ August 2008).
- <sup>83</sup> Richard N. Haas, “What to Do about China,” *U. S. News and World Report* (June 2009).
- <sup>84</sup> Andrew Elek, “Global Economic Integration,” *The Indonesian Quarterly*, Vol.37, No.1 (2009) p.20.
- <sup>85</sup> AFL-CIO, “Statement by AFL-CIO President John Sweeney in U.S. Trade Policy Department” (May 2007).
- <sup>86</sup> Jane Ford, *A Social Theory of the WTO Trading Cultures* (Palgrave, 2003) chapter 7.
- <sup>87</sup> モリソン「アジア太平洋地域協力と APEC の将来に関する米国のもう一つの展望」。
- <sup>88</sup> Lloyd Gruber, “Ruling the World: Power Politics and the Rise of Supranational Institutions,” *Foreign Affairs* (September/ October 2000).
- <sup>89</sup> Ruggie, *Winning the Peace*.